平成29年川西町議会

第2回定例会会議録

開会 平成29年 6月 8日

閉会 平成29年 6月20日

平成29年川西町議会第2回定例会会議録

(第1号)

平成29年 6月 8日

平成29年川西町議会第2回定例会会議録 (開 会)

招集年月日	平成29年6月8日		
招集の場所 川西町役場議場			
開会	平成29年6月8日 午前10時 宣告		
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理		
	4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一		
	7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司		
	10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正		
欠席議員			
地方自治法第	町 長 竹村匡正 副町長 森田政美		
121条の 規定	教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘		
により説明の	総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至		
ため出席した	教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也		
者の職氏名	総務課長 石田知孝		
	監査委員 木村 衛		
本会議に職務	議会事務局長安井洋次		
のため出席し	モニター係 篠原愛子 野口明日香		
た者の職氏名			
本日の会議に	別紙議事日程に同じ		
付した事件			
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
議員の氏名	1番 松村定則 議員 2番 安井知子 議員		

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成29年6月8日(木)午前10時00分開会

日	程	議案番号	件 名
H	作生	1000 木 田 ク	11 42
第	1		 会議録署名議員の指名
717	_		P BY WAY IS IN BY WAY IS IN IN
第	2		会期の決定
第	3		諸報告
			議会報告
		報告第3号	平成28年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
		報告第4号	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰
			越計算書
		報告第5号	平成28年度川西町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越
			計算書
			定期監査報告について
第			平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第	5	•	平成28年度 西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分
<i>F</i> ₁ /5-4			について
第	6	承 認 男 5 号	平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について
第	7	承 契 第 6 是	平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決
777	'		一成20千度川西町月暖休候事来脚足行加云町柵エ丁昇の守仏 処分について
第	8	承認第7号	平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予
//	Ü	11 hg 210 1 3	算の専決処分について
第	9	承認第8号	平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予
			算の専決処分について
第	10	承認第9号	川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第	11	承認第10号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
			について
第	12	承認第11号	川西町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の
			専決処分について
			平成29年度川西町一般会計補正予算について
			平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
•			平成29年度川西町水道事業会計補正予算について
			平成29年度川西町下水道事業会計補正予算について
第	17	議案第32号	川西町行政不服審査会条例の制定について

第18	議案第33号	川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条
		例について
第19	議案第34号	川西町下水道条例の一部を改正する条例について
第20	選挙第4号	川西町選挙管理委員会の委員の選挙について
第21	選挙第5号	川西町選挙管理委員会の補充員の選挙について
第22	同意第2号	川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について
第23	同意第3号	川西町農業委員会委員の任命について

(午前10時00分 開会)

議 長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立 いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。 町長。

町 長(竹村匡正君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年川西町議会第2回定例会を開催いたしましたところ、 議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにあ りがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、平成28年度並びに平成29年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分承認案6件、条例改正の専決処分承認案3件、平成29年度一般会計及び特別会計補正予算案4件、条例の制定並びに改正案3件、選挙案2件、同意案2件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶 とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 松村定則君及び 2番 安井知子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日より20日までの13日間といたしたいと思いますが、 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より 2 0 日まで の 1 3 日間と決定いたします。

日程第第3、諸報告に入ります。

報告第3号、平成28年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第4号、 平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書及び報告第 5号、平成28年度川西町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお手 元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第6号、平成29年3月から平成29年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されましたので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員 (木村 衛君) 平成29年3月期から平成29年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成28年度及び29年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、3月期及び4月期は中嶋監査委員とともに、5月期につきましては寺澤監査委員とともに会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などにつきましては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長(森本修司君) 報告が終わりましたので、これより議事に入ります。

日程第4、承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第19、議案第34号、川西町下水道条例の一部を改正する条例についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第4、承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第19、議案第34号、川西町下水道条例の一部を改正する条例についてまでの承認案9件、議案7件を一括上程としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括上程といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

最初に、専決して執行いたしました平成28年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業勘定特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算及び平成29年住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

まず、全体の概要を御説明します。2ページをお開き願います。

歳入面では、町税及び税関係交付金につきまして、収入見込みにより増減を行っております。また、事業実績等に基づき、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び町債を減額いたしました。

次に、4ページを御覧ください。

歳出面では、ほとんどの費目で事業の執行残に伴う減額補正を行いましたが、 総務費においては、将来に備え、他の費目の減額分5,884万3,000円を基 金に積み立てることとしましたので、366万円の増額となっております。

それでは、内容の説明をしてまいります。

9ページを御覧ください。

歳入の部につきまして、款 1. 町税については、たばこ税の減少が見込まれることから 6 0 万円の減額、款 3. 利子割交付金は 1 1 0 万円の減額、款 5. 株式等譲渡所得割交付金は 3 2 0 万円の減額、款 9. 地方交付税は 6 万 1,0 0 0 円の増額となっております。

10ページをお開きください、款10.交通安全対策特別交付金は7万9,000円の増額、款11.分担金及び負担金は実績により補正を行うもので、730万円の減額、款13.国庫支出金ですが、これも実績により補正を行うもので、主に防災安全交付金、地方創生加速化交付金等の減により、3,485万6,000円の減額となっております。

11ページを御覧ください。款14.県支出金ですが、これも実績により補正を 行うもので、主に子どものための教育・保育給付費県費負担金、安心こども基金 事業補助金等の減により、1,315万9,000円の減額となっております。

12ページをお開きください。款16. 寄附金では、ふるさと応援の寄附金が増えたため、44万7,000円の増額となっております。

款17.繰入金では、地域集会所の建設、認定こども園の建設、用地買収未登記部分に係る登記業務に係る原資として、自治振興基金、地域福祉基金及び環境整備基金の取り崩しを予定しておりましたが、当初予定より建設費等が少額で済んだことから、7,456万円の減額となっております。

13ページをご覧ください。 款19.諸収入ですが、自治総合センターコミュニティ助成金が不採択になったことにより、50万円の減額となっております。

款 2 0. 町債では、橋梁補修等の事業実績の減等により、 2,5 2 0 万円の減額 となっております。

次に、歳出の部ですが、14ページをお開きください。

先ほど全体概要の中でも御説明いたしましたが、款 2.総務費では、基金の積み増し及び各種事業の実績見合いによる減で、都合、366万円の増額としております。

15ページから17ページを御覧ください。款3.民生費では、更生医療費負担金、老人保護措置費、保育委託料、保育所運営補助及び認定こども園整備補助の減等により、7,585万8,000円の減額となっております。

17ページをお開きください。款4.衛生費では、予防接種委託料、妊婦一般健康診査費、分別収集指定袋購入費及びごみ処理委託料の減等により、720万円の減額となっております。

18ページをお開きください。款5.農商工業費では、企業立地奨励金の支払い実績により、50万円の減額となっております。

款 6. 土木費では、社会資本交付金の減少に伴い、橋梁長寿命化対策工事や道路舗装工事等の事業執行の一部見直し、また、公営住宅維持補修工事の執行減等に

より、5,511万3,000円の減額となっております。

20ページをお開きください。款7.消防費では、歳入でも説明いたしました自 治総合センターコミュニティ助成金が不採択になったことに伴い、財源の更正を 行っております。

款8.教育費では、パソコンの更新時期を1年延長したことによる使用料の減、 幼稚園中庭改修工事の執行時期を翌年度へ変更したことによる減、川西小学校や 文化会館の管理費等の減により、2,135万1,000円の減額となっておりま す。

23ページをお開きください。款9.公債費では、支払い利子において長期債の実借入額及び金利に差額が発生したことにより、352万8,000円の減額となっております。

款10.諸支出金では、土地開発基金運用に係る利子が確定したことに伴い、2,000円の増額となっております。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては1億5,988万8,000円の減額補正となり、この結果、平成28年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ39億7,445万3,000円となります。

なお、平成28年度一般会計の予算関係としては、先ほどの報告第3号の繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費においては個人番号カード交付事業、民生費においては介護保険システム改修事業及び臨時福祉給付金給付事業、土木費においては公園維持管理事業費及び駅周辺整備事業費、教育費においては幼稚園園舎外壁改修事業について、28年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第4号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出において、保険給付に係る経費を実績見合いで減額させていただいたもので、主に一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、出産育児一時金等を減額しております。また、国保連合会からの対象医療費などの額が確定したことに伴い、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金を減額しております。歳入においては、国民健康保険税は増額となったものの、これらの歳出に伴う国・県支出金及び交付金、繰入金の増減等により、歳入歳出それぞれ5,700万円の減となっております。

以上により、平成28年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億 315万9,000円となっております。

次に、承認第5号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

これは、後期高齢者医療広域連合への納付金の減に伴うものでございまして、歳入・歳出それぞれ126万円の減額となっております。

以上により、平成28年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2, 226万2,000円となります。 次に、承認第6号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出において、主に居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス及び介護予防サービス等の利用実績の減に伴う給付金・負担金の減及び給付事務で発生した剰余金の積み立て等でございます。歳入は、歳出減に伴う国支払い基金、県負担金及び繰入金の減となっておりまして、歳入歳出それぞれ2,004万7,000円の減額となっております。

以上により、平成28年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7, 468万円となります。

なお、先ほどの報告第4号の繰越明許費繰越計算書のとおり、介護保険システム改修事業について、28年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第7号、平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算についてでございます。

これは、平成28年度当初予算編成時において27年度歳入の国庫補助127万6,000円を同年中に積み立てを行い、28年度で取り崩しを行う予定としていましたが、前年度中において繰上充用金と相殺を行ったため、今年度において繰り入れする必要がなくなり、歳入歳出において127万6,000円の減額を行ったものです。

以上により、平成28年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,36 4万4,000円となります。

続きまして、29年度予算において専決して補正させていただきました内容について御説明いたします。

承認第8号、平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧願います。

これは、平成28年度会計の償還収入に歳入不足が生じたため、平成29年度会計から繰り上げ充用により補塡するもので、歳入歳出それぞれ1,239万7,000円増額しようとするものです。

以上により、平成29年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,94 2万円となります。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明いたします。

承認第9号、川西町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目の「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、主に町民税関係では、上場株式等の配当所得等に係る個人 住民税の課税方式の選択に係る所要の措置、固定資産税関係では、災害等による 特例措置、軽自動車税関係では、グリーンカー特例適用期限の2年間延長等を行 うものでございます。

次に、承認第10号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179 条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目の「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、低所得者層の税負担の軽減を図るため、税軽減対象世帯の拡大のための軽減安定所得基準の見直しを行うものでございます。

次に、承認第11号、川西町消防団員等公務災害補償税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、非常勤消防団等に係る災害損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目の「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額の改定及び加算対象区分の見直しを行うものです。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしくお願いします。

続きまして、議案第28号、平成29年度川西町一般会計補正予算から、議案第34号、川西町下水道条例の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。

まず、議案第28号、平成29年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

歳出の部です。6ページをお開きください。

款2.総務費 項1.総務管理費におきまして、一般財団法人自治総合センターからの事業採択を受けたことに伴い、自治会に対するコミュニティ助成事業補助に要する経費250万円の増額をお願いするものでございます。

款4.衛生費 項1.保健衛生費では、川西町版ネウボラ事業の充実を図るため、町職員において体制の強化を図ったことに伴い、新規に雇う必要がなくなったパート保健師の賃金293万8,000円の減、職員である臨床心理士が産休を取得したことに伴う補充要員の賃金317万5,000円の増、更新時期が到来した保健センターの高圧受電設備を低圧受電に変更するための工事費129万6,000円の増、衛生費の合計といたしまして153万3,000円の増額をお願いするものでございます。

款 5. 農商工業費 項 2. 商工費では、唐院工業団地周辺の地権者意向調査結果を踏まえた事業実施エリア予定地の平面測量・地形測量業務及び土地の鑑定業務の委託に要する経費 8 7 5 万 3,000円の増、款 8. 教育費 項 6. 社会教育費では、建物災害共済保険料の改定に伴い、不足する文化会館及びふれあいセンターの保険料 2 4 万 8,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入の部でございます。 5 ページをお開きください。

款13.国庫支出金及び款14.県支出金におきましては、歳出でも説明いたしましたが、川西町版ネウボラ事業の実施に際し職員体制を強化したことで、パート保健師の採用が不要となり、当該事業費が減少したため、それぞれ98万円の減額をお願いするものでございます。

款18.繰越金では、前年度の繰越金が当初より多く見込めるため、今回の補正予算の財源として1,249万4,000円の増額をお願いするものでございます。款19.諸収入では、これも歳出で説明いたしましたが、自治会に対するコミュニティ助成補助に要する経費全額について、一般財団法人自治総合センターから助成を受けたことにより、250万円の増額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ1,303万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成29年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億8,043万1,000円となります。

次に、議案第29号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4ページをご覧ください。

歳出といたしまして、款 1. 総務費では、平成 3.0 年 4 月からの国民健康保険制度改正に関連したシステム改修委託料 4.5 万 2 , 0.0 0 円の追加をお願いするものでございます。このシステム改修委託料につきましては、財源として国の補助金を充当するとともに、当初予算時には補助対象外であったシステム改修経費についても全額補助対象となったことから、歳入といたしまして、款 3. 国庫支出金では 1.3.2 万 5 , 0.0 0 円の増額、款 9. 繰入金では、財政調整基金からの取り崩しが不要となったことから、8.7 万 3 , 0.0 0 円の減額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ45万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成29年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,098万9,000円となります。

次に、議案第30号、平成29年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページをご覧ください。

資本的収入でございますが、款 1.資本的収入 項 3.補助金につきまして、広域 化事業に係る水道施設等耐震化補助金の交付決定により、479万9,000円の 追加をお願いするものでございます。

以上により、資本的収入第1款資本的収入は、899万9,000円となります。 次に、議案第31号、平成29年度川西町下水道事業会計補正予算についてで ございます。

3ページをご覧ください。

収益的支出でございますが、款 1.下水道事業費用 項 2.営業外費用につきまして、地方公営企業法適用初年度は新設法人は消費税の免税事業者となることから、

898万2,000円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的支出第1款下水道事業費用は、2億6,808万3,000 円となります。

以上が平成29年度の補正予算関係であります。

続きまして、条例の制定や一部改正等、予算外の議案について御説明いたします。

議案第32号、川西町行政不服審査会条例の制定についてでございます。

1 枚おめくりください。これは、行政不服審査法の改正により、地方公共団体に行政不服審査会の設置が義務づけされたことに伴う条例の制定でございます。 本町における行政不服審査会の設置及びその運営に関し、必要な事項を規定しております。

次に、議案第33号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正についてでございます。

1 枚おめくりください。これは、平成28年より夏休み等の長期休暇時のみの 学童保育所利用制度を新たに設けましたが、当該制度利用時の保育料金を条例で 明確にするための改正でございます。

次に、議案第34号、川西町下水道条例の一部改正についてでございます。

1 枚おめくりください。これは、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、川 西町水道事業及び下水道事業の設置に関する条例との整合を図るため、町長を管 理者に名称変更を行う改正でございます。

以上でございます。

議 長(森本修司君)

お諮りいたします。

ただいまの承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、議案第34号、川西町下水道条例の一部を改正する条例についてまでの16議案についての討論を省略し、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託 いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとおりお取り計らいください ますようお願い申し上げます。

続きまして、日程第20、選挙第4号、川西町選挙管理委員会の委員の選挙について及び日程第21、選挙第5号、川西町選挙管理委員会の補充員の選挙についてを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、議長よりの指名推選とすることにいたしたいと

思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、議長よりの指名推選といたします。

それでは、選挙管理委員会の委員には、河村一哉君、木寅學君、吉田昌廣君、 藤田一郎君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました河村一哉君、木寅學君、吉田昌廣君、藤田 一郎君、以上の方が選挙管理委員会の委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会の補充員には、上田修三君、吉崎登佐夫君、西本照雄君、岡西敏雄君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会の補充員の当選人と定めること に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました上田修三君、吉崎登佐夫君、西本照雄君、 岡西敏雄君、以上の方が選挙管理委員会の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

ただいま指名いたしました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、今指名いたしました順序に決定いたしました。

日程第22、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第23、同意第3号、川西町農業委員会委員の任命についての2議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) 続きまして、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現在、固定資産評価審査委員会の委員として就任いただいております杉岡良宏 委員の再任につきまして、御同意を願うものでございます。

続きまして、同意第3号、川西町農業委員会委員の任命についてでございます。 農業委員会委員の任期が平成29年7月19日で満了することに伴い、農業委 員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、安井秀行氏、吉村利一氏、島田博司氏、竹村元秀氏、矢部智氏、浅井秀男氏、巽和好氏、木本久治氏、上田和幸氏、上原大洋氏、石橋一泰氏、小森博文氏、堀内甚三氏、奥村孝一氏の14名について、農業委員への任命につき御同意を願うものでございます。

これらの方々につきましては、自治会より推薦をいただき、川西町農業委員候補者評価委員会で審査を行ったところ、農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができるとの報告を受けております。

以上でございます。何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (森本修司君) ただいま説明のありました同意第2号及び同意第3号について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。 お諮りいたします。

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員、杉岡良宏氏の選任について、同意 することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに 決しました。

続きまして、日程第23、同意第3号、川西町農業委員会委員の任命について を議題といたします。

お諮りいたします。

先ほど町長より朗読がありました 1 4 名の方々を任命することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、原案のとおり任命することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日から11日までは休会とし、6月12日午前9時 に再開いたします。

ありがとうございました。

(午前10時38分 散会)

平成29年川西町議会第2回定例会会議録

(第2号)

平成29年 6月12日

平成29年川西町議会第2回定例会会議録 (再 開)

招集年月日	平成29年6月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会 平成29年6月12日 午前9時 宣告		
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理	
	4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一	
	7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司	
	10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第	町 長 竹村匡正 副町長 森田政美	
121条の 規定	教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘	
により説明の	総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至	
ため出席した	教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也	
者の職氏名	総務課長 石田知孝 産業建設課 中川辰也	
	住民保険課 大西成弘	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務	議会事務局長安井洋次	
のため出席し	モニター係 篠原愛子 野口明日香	
た者の職氏名		
本日の会議に	別紙議事日程に同じ	
付した事件		
会議録署名議員に次の2人を指名した		
議員の氏名	1番 松村定則 議員 2番 安井知子 議員	

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成29年6月12日(月)午前9時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 再開)

議 長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成29年川西町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員(安井知子君) 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

債権管理について。

川西町において平成27年7月より債権管理課ができました。現在、同課では、 川西町の未収債権額の約9割、115件、約9,000万円を抱えています。(平成29年分は除く)これらは特定滞納者として、複数の債務を持っている人たち を債権管理課で管理をしているそうです。残りの1割は担当課が管理しています。 公平性の原則から、未収入金を回収することは必要です。

ここで質問します。

1、家賃において、毎年3月に町営住宅入居者収入申告書を出さない人に対し 最高の家賃を課し、それを債務として累積していくと、短期間で多額の債務にな ります。収入が少なく、家賃を滞納してしまった人にとっては、過酷な問題にな ります。規則は規則として、収入が少なかったことが確認された時点で、家賃を 応能応益方式で計算し直し、債務額を減らしてやることはできませんか。

それより高額な債務になってしまう前に、何とか善処する方法はないのですか。 ここで、職員の力量、思いやりの心が生きてくるはずです。

2、会社を退職した翌年は、町県民税、社会保険料等が前年度収入で計算されるため、高額に決定されます。それを納めなかった人に対し、預貯金調査をし、延滞金を加算して、約倍の金額を通帳から引き落としされたことが過去にありました。決してルール違反ではありませんが、延滞金が約倍になるまで、なぜ置いておくのですか。どうせ通帳から強制引き落としをするなら、延滞金の少ない時点で実行しては。

3、平成28年夏、水道料金を滞納された人に対し、水道の供給を止められました。規則とはいえ、真夏に。一瞬驚きました。季節を考える思いやりはありませんか。町の滞納管理には、町民の生活や福祉を守る義務があるのではないですか。

4、その他未収入金を回収したとき、各課で発生した延滞金は合計して雑収入 として計上するのですか。決算時、議案書のどの部分に記載されていますか。年 間どれくらいの金額になりますか。

現在、日本の国保加入者の多くの人が年所得200万円程度で生活しておられるそうです。片や、地球の35億5,000万人分と同じ財産をたった8人で持っているとの事実。格差は大きくなるばかりです。私も老後が心配です。ここで、

町長の「優しく 住みやすい川西町」の言葉を信じ、思いやりのある町政を求めるものです。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 安井議員の御質問にお答えいたします。

債権管理についてでございます。まず、住宅家賃についてからお答えしたいと 思います。

翌年度の町営住宅の家賃決定は、前々年の収入を基準に算出します。決定までのタイムスケジュールは、毎年10月に収入申告書の提出を求める通知を入居者に発送し、2月に収入認定通知を発送します。このとき低収入基準に該当する方には減免申請書を同封し、減免申請の提出を求め、3月に家賃決定と減免決定を行っております。

議員お尋ねの収入申告書未提出者に対して最高家賃を課すということは公営住宅法で定められており、収入申告書の提出は、入居者として必ず行っていただかなければならないこととなっております。

しかし、議員の御指摘のとおり、公営住宅入居者にとって最高家賃の負担は相当のものと理解はしており、2月の収入認定通知を送付するまでに再三にわたり注意と催促を行っております。また、2月以降においても、収入申告書未提出者には収入申告書の提出を求めており、最大、新年度の9月末日までに提出いただければ、4月にさかのぼって使用料の再計算を行うという、町としてはでき得る限りの救済措置も設けております。

さらに、退職や病気等により当該年の収入が激減するなどの状況が生じている場合には、離職証明や診断書等の証明書類を添えて減免申請をいただくことで対応いたしております。

今後も、高額な家賃滞納とならないために、対象の方には収入申告書の提出や減免申請を行うよう、働きかけを強めていきたいと考えております。

2番目の滞納処分の執行時期についての御質問でございますが、通常、納期限までに納付がない場合には、20日以内に督促状の送付を行い、督促状に記載された指定期限までに納付のない場合には、電話での催告や文書による催告書の送付を行うことになります。そして、催告書を送って納付のない場合は、臨戸徴収や文書等での来庁指示を行い、納付相談等を行いますが、支払い能力がありながら納付意思のない方については、財産調査を行い、滞納処分を行うことになります。しかし、中には居所不明や財産調査を行っても財産を見つけられない方など、すぐに滞納処分を行えない場合がありますので、そういう方については、その期間、延滞金が発生することになります。

金融機関への預貯金調査ですが、いろいろな金融機関があり、また、氏名や住所等が登録されているものと少しでも違っている場合、該当者なしとなり、転々と住所を変えておられる方などについてはかなり困難な調査となりますので、御質問のように延滞金が多額になるのは、申し上げたような事由により、預貯金調査に時間がかかったケースだと思われます。

町といたしましては、質問のように滞納処分が必要なケースについては、延滞金が多くなる前に早期に着手し、また、延滞金が発生する前に自主納付していただけるよう取り組んでいきたいと思料するところでございます。

3番目の水道料金の滞納についてでございますが、独立採算の水道事業では、原則として、未納のため最終的に回収不能となる料金をほかの会計で補塡されることはないため、不能欠損額の増大は、事業の運営に支障を来す直接の原因となります。また、収益者負担の公平性の観点からも、料金の徴収については、より公平・厳格な姿勢で取り組んでおります。

水道料金を滞納されると督促、督促でも払われないと催告、それでも払われない場合は給水停止予告をし、給水停止処分の執行という流れになります。本町において給水停止は、川西町水道料金等滞納整理事務手続要領の第6条で、1、過去1年間において4カ月分の滞納があるとき、2、徴収上時期を失すると徴収できなくなるとき、3、納入指導に従わないとき、となっております。また、給水停止の執行については、本人と面談して実施しております。

御指摘の件については、本人と何度も面談をし、水道料金の納入について交渉を重ねておりました。また、納付誓約書の提出が本人よりあったため、給水の停止猶予をしていたものでございます。それにもかかわらず、納付誓約が履行されることなく、未納に対する明確な理由もなかったことから、やむなく給水停止をしたものでございます。加えまして、給水停止に際し、約1カ月前に給水停止予告通知をした上、本人と2回の面談も実施しております。

なお、独立採算制とはいえ、自治体で運営している水道事業でありますので、 給水停止対象者が、1、料金の一部を納入し、かつ残額について納付誓約書の提 出があったとき、2、財産が天災、火災もしくはその他災害を受け、または盗難 等により料金等を納入することができないと認められるとき、3、本人または同 居の親族が負傷及び疾病等により料金等を納入することができないと認められる とき等については、前述の要領第8条により、給水停止を猶予しております。

給水停止については、このようにでき得る限り給水停止予定者の生活事情も考慮して行い、収益者負担の公平性を維持する観点との両立を図っているものでございます。

4番目の延滞金の歳入科目についての御質問でございますが、町税の延滞金につきましては、一般会計の款.諸収入 項.延滞金加算金及び過料 目.延滞金の費目で歳入処理されており、平成27年度決算額は46万7,628円でした。特別会計につきましても、各会計の款.諸収入 項.延滞金加算金及び過料 目につきましては若干文言が変わるものもありますが、延滞金の費目で歳入処理されており、平成27年度決算額は、国保税で33万7,400円、後期3,900円、介護7,900円となっております。

以上でございます。

議 長(森本修司君) 安井議員。

2番議員(安井知子君) 町において、救済措置として納期限の延長、徴収の停止、債

務の免除等、福祉的相談業務をしていただいていると思います。先日、大淀町における町税徴収事務で不適切な不能欠損処分が行われたとの問題で、町長個人が750万円を弁済されたと報道がありました。このようなことは川西町であってはならないこと。また、債権管理担当者は、債務者との決まり事をお互いに守るべきで、娘に連絡したり、返済額を一方的に5,000円アップする旨の案を伝えてくる等、通常の見直しであったとしても、債務者はいつも負の心で対応されているため、怖いと思ってしまわれる。

しかし、その一方で、債権管理担当者にも誰も気づかないつらさがあることに今回気づかされました。誰も人に嫌われたくはない。でも、成績を上げると債務者から憎まれる。他の課にない厳しさ、結果だけでは計り知れない事情があるはず。

今後、この課を維持管理されるに当たり、もろもろの問題点を両面から、町長だからこそわかってあげていただきたいものです。

終わります。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 今のお話の中で、債権の返済の増額の交渉についてでございますが、これはあくまでも交渉でございます。住民の方の生活状況や返済していく余力、資力、財産等鑑みながら交渉しておりますので、一方的な措置ではないということだけは申し伝えておきたいと思います。

以上でございます。

議長(森本修司君) 1番 松村定則君。

1番議員(松村定則君) 議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。 川西町では、町と民間事業者等がお互いに連携して、普段の業務や活動の中で、 ひとり暮らしの高齢者の方を優しく見守り支えていく「高齢者見守りネットワー ク事業」が進められておりますが、家庭内での転倒事故や急病などの緊急時には、 迅速な連絡や通報ができない可能性が危惧されています。

見守りに関しての一つの提案ですが、高齢者向けの見守りネットワークの一つとして、緊急通報装置及び熱感知センサーの導入について提案させていただきます。

川西町では、押しボタン式の緊急通報装置を導入されておりますが、熱感知センサーの機能を付加することにより、心疾患や転倒による骨折などで御自身が緊急ボタンを押せなくても、人感センサーの検知データにより、高齢者の体調異常などの通知も可能になります。高齢者宅に設置した人感センサーなどで異常を検知すると、警備会社などから家族や地域の協力者に通報する仕組みで、緊急時の対応、地域連携対応が可能です。

既に導入している自治体もありますので、在宅におけるひとり暮らしの高齢者やその家族が安心して生活できるように、地域住民と行政が一体となって見守り、人的・物質的な社会資源を有効に活用し、継続性のある地域包括ネットワークを確立させ、不測の事故、災害の防止を図ることが大切です。

地域包括ネットワークの一助として活用を検討されてはいかがでしょうか。町 長のお考えをお聞かせください。

議 長(森本修司君) 町長。

町

長(竹村匡正君) 松村議員の御質問にお答えいたします。

緊急通報システムでございますが、1988年に、当時の厚生省による補助制度をきっかけとして、全国の自治体に普及したものでございます。

現在の地域支援事業の補助金交付要綱では、24時間体制でのオペレーター対応が必要とされており、緊急通報があった場合に、専門的知識を持った専門員が家の中に入らなければ対処できないため、24時間年中無休で駆けつけられる協力者を設定したり、窓を壊す同意書をもらったり、鍵を預かる等の対応が必要となっております。また、個人でスマホアプリを利用し、家族を見守るネットワークカメラや、ポットやドアセンサー等の販売や、ガスや電気使用量からの見守りサービスなどもございます。

認知症高齢者のひとり暮らしや高齢者世帯の増加、地域社会や家族構成の変化など、介護保険制度では対応できない生活支援ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化しております。

こうしたニーズへの対応には、公的制度だけでなく、助け合いの理念に基づく 住民活動による取り組みや、互いに支え合う地域づくりが不可欠となってきてお ります。

団塊の世代が後期高齢者に突入する2025年をめどに、住民自身が暮らし続けたいと思う地域の姿を描き、さまざまな形で参画し、専門職、専門機関や自治体、企業等と協働して支えていく、地域の生活支援の仕組みづくりである地域包括ケアシステムの構築を進めております。

その中で、高齢者の居住安定にかかわる施策との連携につきましては、施策の検討には至っていない状況ではありますが、要介護の高齢者及び高齢者の単身世帯、認知症の高齢者や介護予防の対象となる虚弱な高齢者も増加し、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービス提供体制である「川西らしい仕組みづくり」を検討していきたいと思っております。

川西町の高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯に対する施策といたしまして、食の自立支援サービス、配食サービスによる見守り、高齢者見守りネットワーク事業による見守りとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送っていただけるよう、町と民間事業者がお互い連携して、普段の業務や活動の中でひとり暮らしの高齢者などの様子を気にかけていただき、高齢者の様子が心配と感じたとき、役場や警察、消防に連絡・相談いただき、速やかに支援を行っており、新聞配達店や燃料店、農協、銀行など、平成29年4月現在、23の事業所に登録いただき、高齢者の見守りを行っております。また、民生・児童委員さんによる地域の見守り活動も行われているところでございます。

地域包括ケアシステムの構築を進めていく中で、まずは地域での見守り活動を 最優先しながらも、ひとり暮らしの高齢者の見守りを補完する意味でも、地域支 援事業の補助金交付要綱にのっとった形での24時間体制でのオペレーター対応 型事業を続けていきたいと思います。

また、議員御提案のオプション的サービスについても、ニーズに応じた形で独 自の要綱を作成するなど、今後の検討事項とさせていただきたいと思っておりま すので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長(森本修司君) 松村議員。

1番議員(松村定則君) 御回答ありがとうございます。

実は、私の地域の方で、ひとり暮らしで自宅で転倒して骨折という事例もありました。その方は本人から電話通報で入院されたわけなんですけれども、それができない場合のことを考えますと、このセンサーの持つ意味は大きいのかなと。付加することによって、ガス漏れ、火災報知機の機能もついております。ぜひとも導入に向けて御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長(森本修司君) 4番 伊藤彰夫君。

4番議員(伊藤彰夫君) 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、川西町第3次総合計画についてであります。

川西町第 3 次総合計画は、1 0 年後の川西町の将来像を「安心 すくすく 豊かな心を育む"かわにし"」と定め、4 つのまちづくりの基本方針をもとに3 2 の施策に分類し、それぞれ現状の中から課題を抽出して、施策の取り組み方針が策定されました。計画策定に当たっては、総合計画審議会において慎重審議を重ねられたもので、非の打ちどころのない計画ができ上がったのではないでしょうか。

さきの3月議会では、第3次総合計画基本構想が議案として上程され、全員賛成で承認しました。町長は、1期目の4年間、川西町の現状を見てこられました。そこには、子ども・子育て、学校教育や社会教育、医療や介護、高齢者・障害者福祉、道路整備や交通安全、防災・防犯など、さまざまな課題に直面されたことと思います。そして、現状と課題を踏まえて、安心で住みよい川西町を目指して今後の町政方針を第3次総合計画にまとめられたのだと思います。

そこで、3点お尋ねいたします。

まず1点目は、第3次総合計画は、住民の意見、審議会、役場内の本部会議、 課長会議など、多くの方々の知恵が集まったものと思いますが、町長自身、計画 策定に当たってどのように感じられていたのか、第3次総合計画への思いを改め てお尋ねいたします。

2点目は、川西町第3次総合計画は、町政運営の方針を示した最上位の計画と位置づけられています。総合計画のカラー刷りの冊子ができ上がって、これで完成ではありません。計画を実現させる施策の実施は、これからがスタートなのです。第3次総合計画には32の施策があって、施策ごとに取り組み方針が示され、

全体で見ると103の方針が示されています。継続施策もありますが、新規施策も多数あります。ほとんどの課が取り組み方針の担当課になっています。課長をトップに、課員全員が協力し合って取り組んでいかなければならないと思います。今後は、たくさんの方針を推進していくための体制づくりと人材の確保が必要と考えますが、既に備えは進んでいるのでしょうか。お尋ねします。

3点目は、第3次総合計画も第2次同様に、前期5年、後期5年に分けられています。第2次では、施策の成果や進捗状況は、5年後の後期計画策定時に知ることができました。第3次総合計画では、PDCAサイクルによって進捗管理を行うこととされていますが、32の施策、その103の取り組み方針がどのように進められているのか、年度ごとに報告を受けることはできるのでしょうか。可能ならば、予算・決算のない6月議会または12月議会の委員会で、担当課長から取り組み内容と進捗状況を報告していただくことを提案したいと思います。

以上3点について、町長のお考えをお聞かせください。

長 (森本修司君) 町長。

議

町

長(竹村匡正君) 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

川西町第3次総合計画についてでございますが、議員のお述べのとおり、総合計画策定には、住民に川西町の将来像、まちづくりのキーワードについて話し合ってもらう住民ワールドカフェの開催、また、川西町のこれまでの施策に対する満足度や重要度、各施策に関する住民行動、認識などの住民アンケート調査を実施させていただきました。私も住民ワールドカフェを拝見させていただき、川西町の将来について参加者には真剣に考えていただき、まちづくりに対する数多くの意見に感銘を受けました。

また、役場内の各担当課長による課長会議において計画素案の検討、私も含め副町長、教育長、部長職で構成する本部会議において計画素案について検討・議論を積み重ね、各種団体の代表者、学識経験者で構成された総合計画審議会において計画の審議をいただくなど、さまざまな方々からの数多くのアイデア、貴重な意見が反映された計画であると感じております。

住民と行政が思い描く10年後の町の将来像として「安心 すくすく 豊かな心を育む"かわにし"」を定め、4つの活力プランを基本方針とし、施策、取り組み方針、事務事業が組み込まれており、成果指標が設定されていますので、目標達成に向けた取り組みを推進することが重要であると痛感するとともに、第3次総合計画は住民と行政がともに作成した計画であると認識し、策定に携わっていただいた方々の御意見を重く捉え、各施策に取り組むとともに、川西町の人には「住んでいてよかった」と思えるようなまち、町外の人には「川西町に住んでみたい」と思ってもらえるまち、住民の皆様が住む喜びを実感できるまち川西を目指してまいる所存でございます。

また、総合計画の推進の体制及び人材確保についてでございますが、32の各施策については、現行の人員体制で取り組んでいく考えですが、各事業についてはこれから取り組んでいくことでもございますので、その進捗について、今後い

- 25 -

ろいろな課題も出てくると思われます。そのような状況を把握しながら、人員体制についても柔軟に対応してまいりたいと考えております。

取り組み内容と進捗状況の報告についてでございますが、計画を策定した後、進捗管理を行うことは、迅速かつ効果的な行政経営につながります。評価制度については調査・検討中ではございますが、施策別の成果指標等が設定されておりますので、総合計画の具体的な施策の取り組み状況については、各種団体などの外部委員で構成する総合計画審議会において進捗管理に関すること、総合計画の推進に関することについて毎年検証し、今後の取り組み方向性について意見または助言をいただきたいと考えております。

議会に対しましても、取り組み内容及び進捗状況につきまして、審議会での検証状況によりますが、年1回は各施策の進捗状況等について報告し、意見、助言を賜ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議 長(森本修司君) 伊藤議員。
- 4番議員(伊藤彰夫君) この第3次総合計画の策定に当たりまして、住民と行政とが 一緒になって作成したということで、町長の思いもよくわかりました。

また、施策の推進体制も今後柔軟な対応で取り組まれていくとのこと、また、議会にも進捗状況の報告をしていただけるとのこと、これらを十分理解しました。第3次総合計画の施策の実施による10年後の川西町を期待しております。 以上です。

- 議長(森本修司君) 3番福西広理君。
- 3 番議員(福西広理君) 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

庵治調整池整備工事の現場で確認された有害物質についてでございます。

本年の4月ごろ、本町結崎地内で奈良県が実施している雨水調整池整備工事において、地中に廃棄物が確認され、地下から湧き出した水からはダイオキシン類対策特別措置法に定める排出基準を超過するダイオキシン類、水質汚濁防止法に定める排水基準を超過する鉛及びその化合物を検出したと発表がありました。廃棄物及び汚染水は適切に処理し、周辺への健康被害のおそれはないとの見解を奈良県は示されております。

しかし、川西町でも田植えの季節が始まっており、これから多くの農家の方が 寺川の水を利用して稲作をされるわけですが、問題の発覚した場所は、寺川や用 水路に隣接しており、汚染水が河川に流入していないかとの懸念があります。

安心して本町の農家の方々に農業を営んでいただくためにも、いつ、どの地点で、どのような方法で水質調査をし、検査結果の数値はどうだったのかを住民に示すべきと考えますが、本町の対応策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

- 議 長(森本修司君) 町長。
- 町 長(竹村匡正君) 福西議員の御質問にお答えいたします。

庵治調整池整備工事の現場で確認された有害物質についてでございます。

平成29年4月14日付で報道のあった寺川庵治調整池の有害物質については、ダイオキシン類が排出基準の最大7.9倍、鉛及びその化合物が排出基準の最大2. 1倍が検出されております。

本町には報道発表前に奈良県中和土木事務所より経緯の報告と今後の対応方法についての説明があり、その内容を踏まえた上で、町の要望をつけ加え、地元、直接隣接する出屋敷地区に説明を行っていただいたところでございます。

経緯といたしまして、当該場所はもともとが河川敷であり、昭和40年ごろからビニール類、ガラス、鉄、木くず、燃え殻等の廃棄物が投棄されていたと考えられます。このたび県による浸水被害軽減を目的とした調整池設置工事の着手に当たり、平成28年10月から11月に地下から湧き出した水を調査したところ、排出基準を超過するダイオキシン類及び排水基準を超過する鉛及びその化合物が検出されたものでございます。原因としては、長年埋没していた廃棄物によるものと考えられます。

県の工事は、調整池の周囲に矢板を打ち込み、地盤改良を施し、コンクリートで覆う予定をしております。さらには、掘削により確認した地中の廃棄物及び発生する水については全て処分場に搬出しますので、寺川に発生水が流入することはなく、農作物や周辺への健康被害のおそれはないと考えられております。

町では、農家の方々に安心して農業を営んでいただくため、地盤改良前に土壌調査、工事完了後に調整池の水質検査を実施してもらえるよう県に要望を行い、承諾をいただいているところでございます。

また、あわせて寺川の水質検査についても工事完了後に実施していただき、町としましては、これらの検査結果を取り寄せ、寺川及び調整池の水質に問題がないことを確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長(森本修司君) 福西議員。

3番議員(福西広理君) ただいまの御答弁では、これから奈良県が行う工事においては汚染水の流出を防ぐ対策をとり、水質検査も行っていただくとのことですが、現時点で汚染物質が周辺流域に漏れ出していないかという調査は行われていないのか、また、行われていないのであれば、本町独自で調査を行う予定はないのかということ、さらには、本町職員は現地に赴き、現場確認をとっておられるのか、お伺いします。

議 長(森本修司君) 藤井理事。

理 事 (藤井隆弘君) 今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、水質検査の状況についてお答えさせていただきます。

毎月、県の環境政策課が吐田橋付近において寺川の水質検査を実施しておりまして、鉛については基準値以下となっております。しかし、ダイオキシン類に関しましては最近の水質検査に含まれておらず、検査はしておりません。

しかしながら、ダイオキシン類は、性質上、土壌に付着し、水に溶けにくいこ

とから、寺川への影響はほぼないと考えております。

また、町長の答弁にありましたとおり、当該地は昭和40年ごろから廃棄物が投棄されていたと考えられ、仮に寺川にダイオキシン類が雨水等に溶けてにじみ出ていた場合、今回の工事実施の有無にかかわらず、既に影響が出ていたものと考えられますが、ダイオキシン類を調査した平成12年、15年、20年の県の水質検査では、全て環境基準以下となっております。

さらに、今回の件の工事により発生する工事排水は全て処分場に搬出すること になっておりますので、寺川に当該排水が流れることはありません。

以上のことから、寺川の水質には問題がないと考えておりますが、一方で、農家の方々により安心していただくため、来年1月の工事完了後に寺川の水質検査を県で実施していただくことにしておりますが、議員お述べの現時点の寺川の水質については問題がないことを明確にするため、町で水質検査を実施したいと思います。

次に、本町職員の現場確認についてでありますが、工事開始前と工事開始後に中和土木事務所と書類上での説明及び内容確認を行っただけで、現場確認までは行っておりませんでした。遅くはなりましたが、6月8日に現場に赴き、工事管理者に話を伺いまして、県の説明と現場の状況が合致していることを確認いたしました。

以上です。

- 議 長(森本修司君) 福西議員。
- 3 番議員(福西広理君) まず、町のほうで水質検査を行っていただけると伺いました ので、その点に関しましては早急に御対応いただきますようお願いいたします。

しかし、今回の問題発覚後からの本町の対応は、住民の安心安全を守るという観点からは迅速で的確であったとは言えません。少なからず問題があったから新聞等で報道されたわけですので、その時点できっちりと対応しておかなければいけなかったと考えます。

今後は本町も危機管理の意識を高め、迅速で的確な対応で住民の安心安全を守っていただくようお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

- 議長(森本修司君) 11番 芝和也君。
- 11番議員(芝 和也君) おはようございます。11番、芝和也です。前の4人に続きまして、既に通告してありますように、町長並びに教育長に御質問申し上げます。 内容は、憲法9条並びに教育勅語に関することについてであります。

去る5月3日、安倍晋三首相は、憲法9条の改定を2020年までに踏み切ると言明されたことは記憶に新しいところでありますし、それに先立ちまして、本年3月には、既に我が国の政治上では衆参両院議員での議決をもって1948年6月に排除されている教育勅語を、学校での使用も容認できる旨の政府答弁を行い、安倍内閣として閣議決定されているのが今日の我々の置かれている状況にあることは、町長も御承知のとおりであります。

このもとで端的にお伺いしますが、交戦権の否定と戦力不保持を定めた憲法9条に、首相が言わはるように新たに3項を設けて、例外規定的に自衛隊を明記するとなりますと、我が国の自衛のための必要最小限の実力組織というこれまでの歴代政府の言い回しが除外されまして、既に法定されております安保法制等により、外国の戦争により堂々と自衛隊が参加していくこととなり、これまでの憲法上の歯どめが事実上空文化することにほかなりませんが、まずは、この9条の改定に関しまして、その是非も含め、町長の率直な御所見をお伺いいたします。

そして、こうした憲法の改定を進める現行政府ですが、触れましたように、1948年に衆参両院議員の決議によって排除されている教育勅語を学校で用いることを容認する旨の動きが露骨に出てきている今日、決して放置できることではありませんが、公教育に携わる立場にある者として、一連の事態をどう受けとめておられるのか、町長並びに教育長にもそれぞれの御意見をお聞かせいただきたいと存じます。

また、こうした状況ではありますが、現在、これを発信した政府自身も矛盾は抱えていることは間違いありません。それは、教育勅語を主権在民の憲法に反したものとして排除し、失効させた国会決議が、その趣旨の徹底を今日もなお政府に求めているからでありまして、それは、この決議を受けて出されました文部省通達につきまして、本年4月7日の衆議院内閣委員会において、義家弘介文科副大臣が、教育勅語の取り扱いについては現在も同様であると言明されているとおりであります。

したがいまして、歴史教育として、歴史の事実として、教育勅語は過去に主権 在君と神話的な国体観に立って軍国主義教育の柱となったので、戦後の民主教育 の理念に反するものとして既に排除されたものであるということを教えること以 外には、現在教育現場で用いることはあり得ませんが、この点についても町長並 びに教育長の御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上、御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長 (竹村匡正君) 芝議員の御質問について、まず私から答弁させていただきた いと思います。

まず、憲法9条の改定の件についてでございますが、これにつきましては、公 の立場にある者として、私のコメントについては控えさせていただきたいと思い ます。

また、教育勅語の件につきましては、質問の中にもございましたが、私といた しましては、過去に行われた教育の歴史の一つであるという範囲を出るものでは ないと認識しております。

以上でございます。

議 長(森本修司君) 教育長。

教 育 長 (山嶋健司君) それでは、引き続きまして芝議員の御質問にお答えさせてい ただきたいと思います。 閣議決定があったことからの教育勅語の受けとめということについてでございますが、御質問の中にもありましたが、第2次世界大戦前である1890年、明治23年に明治天皇によって発布され、当時の道徳的教育の根幹としてそのような教育がなされたと認識しております。そして、終戦後の1948年(昭和23年)に、議員のお話にもありましたが、衆議院において排除の決議、参議院において失効確認に関する決議が行われ、今日に至っております。

私といたしましては、町長も申し上げましたが、過去に行われた教育の歴史の一つとして学習する以外、懸念されている内容等において現在の教育として教育現場で用いていくということは考えがたいことだと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 端的なお答え、ありがとうございました。

9条改定の問題なんですが、これは、以前に町長に、さきの第二次大戦の評価について間違った戦争やったかどうやったかという認識をお尋ねした折も、公の立場にある者なので、そのコメントは控えたいと、こういうことでありました。今般も9条の改定の是非については同様の意思表示ということであったわけでありますが、憲法99条で、公務員全ては憲法尊重擁護義務を負うということで課せられているわけでありますが、まず、このことに関して、その義務を遵守するということについては全くそのとおりと認識しておりますが、町長御自身、その点についてはいかがでありましょうか。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長 (竹村匡正君) 公務員の立場にある者として、99条の憲法尊重擁護義務に ついては果たすべきものだと考えております。

以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 当然、全て公務員は、その立場において憲法を忠実に遵守し、 そして、そのもとでの法律に基づいて仕事をしている、こういうことになるわけ でありますが、そういうことでいきますならば、憲法というのは我が国の最高法 規でありますし、憲法に照らして法律が制定されていって、それに基づいて我々 は仕事をしているということでありますので、憲法の基準そのものをいらってい くという意味では、動きとしては、いらう必要はないと、こういうことに普通は なると存じますが、この辺に関して町長御自身は同様のお考えでありましょうか。 基準は基準、基準に照らして仕事を行うべきと、こういうことについてでありま すが、御所見をお伺いいたします。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 議員お述べのとおり、公務員の立場にある者は憲法を遵守しなければいけないというのはありますが、一方で、思想信条の自由というものもございますので、どのような考えを持たれるかどうかについては自由だと考えております。

以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 考えを持つのは全然自由な問題やと思いますし、それはそうやと思います。ただ、公務員の立場にある者が憲法の基準ということについてはいらうべきでないというのが、憲法尊重擁護義務に基づく姿勢だというふうに私は思っておりますし、町長もその点については同様ということでございます。

そういう点でいきますと、憲法 9 条改定の是非について言いますならば、 9 条は現行 9 条のまま、交戦権は認めず、戦力不保持を定めているということでありますので、これをいらう必要はないということにおのずと結論は導かれるのかなと、こう思いますが、その辺については、町長御自身はいかがでありましょうか。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 先ほどから申し上げておりますとおり、芝議員もおっしゃったように、公務員の立場として憲法尊重の義務がございますので、それ以上のことについては特にお答えするものではないかと思います。

以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 深い意味では、町長はそんなにお持ちではないと私は思っておりますし、さきの大戦のときの議論もそうでしたが、誤った戦争に国民を導いていって、えらいことになったので、戦後、今日に至るまで、平和に生きていこうということで日本国民みんなが来てるのはそのとおりやと思いますし、町長もそこには全然異論はないと思いますし、憲法の改定云々に関しましても、そこは異論はないものと、こういうふうに私は推察していますけれども、公式の場所での見解としては、公の立場にある者なのでコメントを控えたいと、こういうふうにおっしゃるところを見ると、何かそこにはそれ以上のものが町長にあって、直接は単刀直入には言いにくいのかなと、こういうふうに思いますので、あえてお聞きしたところでありますが、そこはそこで追い追い示していかれたらとは思います。

いずれにしても平和の問題ですし、地方自治体の首長としてそのことを堂々と おっしゃっても何ら支障、問題はないものというふうに思います。

そういう中、教育勅語を公教育の場において「憲法の範囲内で現在の教育基本 法に反しない限りにおいては使うてもええよ」みたいな意味のことが、安倍内閣 の今日の姿勢として表に出てきています。こうなりますと、国から県、自治体と いうふうにそれが下りてきますと、公教育の現場を直接つかさどり、携わって る立場にある皆さんとしましては、その辺は非常に憂慮されていることという うには思います。お二方ともおっしゃっておられましたように、過去の事実とし てこういう問題があったということで、現在の歴史教育の中で触れるということ はあったにしましても、その道徳律を、今日、現行憲法また教育基本法のもとで それを教育に取り上げるということは金輪際できるものではありませんし、そう おっしゃっておられましたが、しかし、流れとしては、今そういうことできな臭 い雰囲気が出てきている以上、そこは懸念される問題でありますが、その点について、現場に携わる立場にある者としていかがお感じになっておられますか。あればお聞かせください。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 議員の御質問のとおり、政府の答弁において、憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまで否定されることではないというのが閣議決定されておりますが、その後の閣議決定として、憲法や教育基本法に反するかどうかの判断は都道府県などに委ねるとした上で、政府として教育の場における活用を促す考えはないとする答弁書も閣議決定されております。

そういうことから、私も教育長も、教育勅語に関しましては、過去の教育の歴 史の事実の一つであるという範囲を越える対応はしないと申しておりますので、 そういうことで認識していただければと思います。

以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 町長お述べのとおり、国の言い分は全くそのとおりであります。自ら言うといて、それを決めるのは現場やで、地方やでと、こういう言い方であります。町長の今の話は、それを受けている現場の者がそれをせえへんと、こういうことやということで言明されているということでありますので、憲法及び現行の教育基本法に基づいて教育をつかさどるという姿勢を、この問題に関しては、国との関係でいっても、自治体の長として責任を持って貫くと、こういう言明と受けとめさせていただきます。

そのことを確認申し上げまして、質問を終わります。その確認です。よろしく お願いします。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 政府においていろんな形で閣議決定されておりますけれども、 御質問のとおり、国民の代表でございます衆議院並びに参議院では、教育勅語に 関しての失効の決議が過去においてなされているわけでございまして、それを尊 重してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長 (森本修司君) これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決 処分についてより、議案第34号、川西町下水道条例の一部を改正する条例につ いてまでの承認案9件、議案7件について一括議題といたします。

去る8日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員(芝 和也君) 財政の使い道のことでちょっと議論したかったんですが、 総務委員会の分野にも触れる問題でもありますので、それは委員会でということ といたしまして、福祉部局、民生部門について、国保会計の補正予算承認案についてお伺いをいたします。

実績見合いによります減額補正が組まれているところでありますが、保険給付費の減で最後は処理されているということであります。これは、給付費がそれだけ要らなかったということのあらわれでありますが、そもそもこういった問題は、住民の健康度を引き上げていくように各種取り組みを進めていく中、結果として受診には及ばなかったので給付費も下がった、こういうことが政策的な試みとしては常に求められているところでありますし、町長ともこれまで議論を進めてきているところでありますが、今般の28年度の国保会計処理に当たりまして、この辺の状況については、政策的にいろいろ頑張って取り組んで、結果、こういうところに反映させてきているということになっているか否か、その辺について状況の分析をどうなさっているのか、お尋ねをいたします。

それと、従来からもお尋ねをしている問題ですが、今ちょうど国保が県一本化に向けて最後の年ということになってきております。これまでは、本町国保である以上、独自の裁量でその取り組みは進めてこれたわけでありますけれども、今後はこうした取り組みが、県一本化ということになる関係上、結構制約を受ける。よくなるか悪くなるかというのは県一本化後の取り組みでありますが、今までは町独自にやってきたけれども、これからはそういうわけにいきませんので、その辺、不自由にならざるを得ないと懸念をするところでありますが、実際見通せる影響はどの程度出てくるのか、その辺について状況の分析は現在どうなさっているのか、お聞かせいただきたいと存じます。

それとあわせて、事務の進捗状況についてお伺いをいたします。

以上であります。

議 長(森本修司君) 福祉部長。

福祉部長(奥 隆至君) それでは、芝議員の国保会計補正予算についてというところ に私からお答えをさせていただきます。

近年の生活習慣病患者の増加や医療技術の進歩、人口の高齢化などによりまして、医療費は全国的に増加傾向であります。川西町においても、各年度により波はございますが、同様に増加の傾向が見られます。

増加の要因を検証いたしますと、入院日数や通院日数の影響もございますが、 やはり高額な治療が新たに開始されたこと等が挙げられ、例えば血液関連の疾病 が挙げられます。また、慢性腎不全の患者も増えておりまして、長期にわたり継 続して治療が行われることになりますので、人工透析に係る費用といたしまして、 平均して月当たり1人約40万円がかかることになります。

また、現在のところ目立ったところはございませんが、高額な機材の使用による医療費の増加も今後の可能性としてはあり得ると思います。

医療費の伸びは、やはり国保財政の圧迫につながりますので、川西町といたしましては、医療費の伸びを抑える取り組みといたしまして、被保険者に対しまして2カ月ごとの医療費通知を発送したり、ジェネリック医薬品の利用を促進する

ために、年2回、郵送にて使用状況や自己負担分の減額となった額をお知らせしております。

また、近年、全国的にも療養費の不正受給が多く見受けられるため、本町におきましても二次点検を行いまして、療養費の支給事務の適正化を図っているところでございます。

被保険者個々の健康管理としまして平成20年から開始されています特定健康 診査を実施いたしまして、結果、メタボと判定された、要指導となった被保険者 に対し保健指導を行い、高血圧、糖尿病等の生活習慣病予防に努めております。

平成29年度からは、慢性腎臓病病診連携支援事業実施計画を策定いたしまして、国保被保険者の健診結果やレセプトデータによりまして、慢性腎臓病ハイリスク者を抽出いたしまして、町の保健センター保健師と協働で慢性腎臓病重症化による新規透析導入者の減少を狙いとして事業を開始したところでございます。

そこで、議員が懸念しておられる国民健康保険が県単位化となりますと、これまで町独自の裁量で行ってきました医療分野での住民施策が不自由になるのではということでございますが、医療費の適正化、保健事業の観点から、これまで同様に糖尿病予防事業等を実施することによりまして、現在の特別調整交付金を財源に各市町村の努力、成果が適正に反映されるインセンティブ制度を設計し、運用する方向で、国・県のほうでも検討中でございます。

また、県単位化にあわせまして、国保連合会に仮称でございますが国保事務センターを設置いたしまして、集約できる業務についてはそこで事務の共同化を図れるよう、こちらも検討中でございまして、具体的なことはまだ決まっておりませんが、これも市町村でできていなかった医療費分析等の専門性の高い事務も行ってもらえるものと思っております。

あと、県単位化の現在の状況についてでございますが、国民健康保険の制度改正、県単位化することで、県内各市町村の保険財政の安定化を図り、今後もこの保険制度を維持することを目指し、検討が進められているところでございます。県単位化に関しましては、「県内どこに住んでいても同じ所得水準、同じ世帯構成であれば保険料水準が同じ」を実現するために、被保険者間の負担の公平性の観点から協議・検討を行っておりますが、県単位化となる30年度からではなく、数年をかけ、県が示す標準的な保険料水準を目標に、国のガイドライン等を注視しながら協議が進められているところでございます。

保険料率については、県が県内市町村の保険給付費の総額から必要な保険料額を算出し、それを各市町村に納付金として割り当て、同時に県のほうから市町村に標準的な保険料率が示されることになります。この納付金の算定方法についても、現在国のガイドラインの見直し案も示されておりまして、奈良県では、これから見直し案に沿って制度設計が行われる予定でございます。県と市町村が協議して決定していくことになっております。

これらのほか、さきにも述べましたが、事務の共同化によりまして、県内一律の方法で医療費のさらなる適正化や健康づくりの推進を図ったり、また、出産一

時金、葬祭費などの制度基準の統一や被保険者証などの様式の標準化・統一化な ど、まだ協議・検討が必要な課題はたくさんございます。

市町村国保の県単位化に向けた今後のスケジュールといたしましては、7月上旬に行われる予定でございます市町村会議で案の形成・合意が図られ、10月上旬の市町村会議で制度の決定がなされるという予定でございますので、今後報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 医療費としてはやっぱり伸びてきていて、その大本は、これまでの議論また分析同様に、高額療養費用のほうがかさんできていて、慢性疾患とかも増えているので、一定そのウエートを占めざるを得ない、支出においてはそこが大きく膨らんでくる要因だということでありました。それを抑えるために、国保会計でもそうですし、一般会計でも、いろんな健康づくり事業に取り組みながら住民の健康度の向上・維持に努めておられるというのがこれまでのところだと思います。

そもそも医療会計だけでは、それを低く抑えるとかどうするとかいうことは無理があります。そういう点で言うと、一般会計も含めまして、どれだけ住民の健康度向上につながるような施策に取り組んでいくかということが、自治体が取り組める一つの仕事としては、これからかなり大きな部分を占めてくるのではないかなというふうに思っております。

町長自身も、住民各位に対しては結構目配りもしながら、いろんな施策に取り組んでいかれる意向はお示しですので、その辺、医療の分野についても、医療費の医療会計の問題と住民の健康度に取り組む施策の問題、これとは一般会計で取り組んでも、これがやがて医療費の会計にも反映してくることにもつながることは、町長も全然否定はされていませんので、その辺の見方とか取り組み方とかについて、ちょっと漠としたことになりますが、お聞かせいただけたらと存じます。

それと、医療費の奈良県一本化に向けての説明で、結論から言いますと、まだ県からデータも示されてきてないし、今後の予定では、7月にその内容が提案されて10月決定と、こういう運びですから、今動き出していますけれども、具体的にはその辺から、川西町としては現状の保険税に比べてどないなるのかということがわかってくるのかなと思います。今、川西町国保の場合、奈良県全体で、27年、28年、その辺の保険税額で見てみましても、大体下から3分の1からもうちょっと下ぐらいが本町の位置ということですので、これでいきますと、普通に考えますと、奈良県が一本になるということは、全体を合わせて保険料を決めるわけですから、大体高いとこと安いとこがあって、真ん中ぐらいのとこに保険料が決められるというのが見受けられますが、下にあるものは、やっぱりそこへ上がっていかざるを得ないなというのが、大枠で見た観測的なことで感じられる側面にあるように思います。

そういうことで言いますと、それに対してどういう対策を打っていくかという

のは、方針としては一定持っていかんと結構厳しいのではないかと、そういうふ うに思います。

それと、もう一点、先ほどの同僚議員の質問の中でもありましたけれども、国 保加入世帯の所得で言うと、川西町でも200万円ぐらいまでで大体8割近くに 達しているという状況にありまして、国保加入者の皆さんの所得水準はそんなに 高くありませんので、そういう点で言うと、仮に保険料が引き上げられた場合、 賦課はできますけれども、そうなると支払い能力を超えた問題というのが一方で は生じてくることにもなります。加えて、現在の国保加入者の中で、現行制度上、 法定減免が7割、5割、2割とありますので、この減免制度を受けておられる世 帯が、27年国保決算で言えば52%、半分を超えているということでした。2 8年決算見通しを担当課で出してもらいますと、58%ということで、軽減対象 世帯の占める割合がさらに膨らんでいるということでありますので、これは、川 西町国保加入者の顕著な状況だというふうに思います。

こういう点で言いますと、やっぱり賦課するのはしなければなりませんけれど も、仮に今のような保険税水準から県下が一本になったときに引き上がることが 十分想像されますけれども、そうなった場合、高い賦課をしたとしても、支払い 能力との関係では厳しいものが出てくるというふうに思います。

そこら辺、町長御自身はどのように受けとめられ、見方を持っておられるのか、 また、すべとして何か対策を打っていくことが――これまで議論は平行線で、前へ は進んでいませんけれども――必要ではないか。その辺が医療保険に関する分野で は今見てとる必要があると思いますが、町長のその辺の見通し、考え方、そして とるべきすべ、その辺についてお聞かせいただけたらと存じます。

以上です。よろしくお願いします。

長 (森本修司君) 町長。 議

町

まず、健康増進に関する取り組み方針でございます。 長 (竹村匡正君)

国保が県一本化されるわけではございますが、住民の皆様方が健康保持、また 健康寿命の長寿命化を望んでおられる状況下、本町といたしましては、今後もが ん検診の拡充、本年度につきましては前立腺がんの検針というメニューも開始し ましたし、また、減塩教室などの開催、また、先ほども申し上げたように慢性腎 臓病の重症化予防の対応といった形で取り組みをしておりますので、こういった 形で一般会計で対応できる分野については対応してまいりたいと考えております。

また、加入世帯は低所得者が多くなってきて、法定減免制度を利用される方が 増えてきているというお話の中、従前から芝議員は一般会計からの補塡も必要で はないかというような御意見はお持ちだと思うんですが、現時点では考えていな いところでございます。

国のほうでもこういった各市町村の状況は認識しておるところだと考えており ますので、今後も国に対して本町の状況などをしっかりとお伝えしていくことで 制度改編を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長(森本修司君) これをもちまして総括質疑を終わります。 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。 本日の会議は、これをもって散会といたします。ありがとうございました。 (午前10時18分 散会)

議 事 日 程

厚 生 委 員 会 総務建設経済委員会

厚生委員会議事日程

平成29年6月12日(月) 午前9時 開議

日程第1 承認第3号 平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分について

日程第2 承認第4号 平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について

日程第3 承認第5号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について

日程第4 承認第6号 平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分 について

日程第5 承認第10号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について いて

日程第6議案第28号 平成29年度川西町一般会計補正予算について

歳出 款 4. 衛生費 項 1. 保健衛生費 P. 6

歳入 上記関係歳入 P.5~

日程第7議案第29号 平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第8議案第33号 川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例に ついて

閉会 9時42分

出席委員

委員長 今村 榮一 副委員長 福西 広理

委員 大植正 委員 伊藤彰夫

委員 寺澤秀和 委員 松村定則

議 長 森本修司

説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正

副町長 森田 政美

理事 藤井 隆弘

総務部長 西村 俊哉

総務課長 石田 知孝

福祉部長 奥 隆至

長寿介護課長 "

住民保険課長 大西 成弘

健康福祉課長 吉岡 秀樹

会計管理者 西村 俊哉

職務のために出席した者

議会事務局長 安井 洋次

〃 主事 松本 雅司

欠席委員及び職員

総務建設経済委員会議事日程

平成29年6月14日(水) 午前9時 開議

日程第1 承認第3号平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分について

日程第2 承認第7号 平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専 決処分について

日程第3 承認第8号 平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専 決処分について

日程第4 承認第9号川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第5 承認第11号 川西町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第6 議案第28号 平成29年度川西町一般会計補正予算について

歳出款2.総務費 項1.総務管理費 P.6

款 5 . 農商工業費 項 2 . 商工費 P. 6

款 8 . 教育費 項 6 . 社会教育費 P. 6~P. 7

歳入 上記関係歳入 P.5

日程第7 議案第30号 平成29年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第8 議案第31号 平成29年度川西町下水道事業会計補正予算について

日程第9 議案第32号 川西町行政不服審査会条例の制定について

日程第10議案第34号 川西町下水道条例の一部を改正する条例について

閉会 11時 2分

出席委員

 委員長
 松本 史郎
 副委員 長
 芝 和也

委員 森本修司 委員 中嶋 正澄

委員 石田 三郎 委員 安井 知子

副議長 松村 定則

説明のために出席した者

町 長 竹村 匡正

副町長 森田 政美

理事 藤井 隆弘

総務部長 西村 俊哉

総務課長 石田 知孝

総合政策課長 山口 尚亮

債権管理課長 福本 誠治

税務課長 "

産業建設課長 中川 辰也

教育長 山嶋 健司

教育次長 栗原 進

教委総務課長 "

社会教育課長 岡田 充浩

水道部長 福本 哲也

会計管理者 西村 俊哉

職務のために出席した者

議会事務局長 安井 洋次

ル 主事 松本 雅司

欠席委員及び職員

平成29年川西町議会第2回定例会会議録

(第3号)

平成29年 6月20日

平成29年川西町議会第2回定例会会議録 (再 開)

招集年月日	平成29年6月20日					
招集の場所	川西町役場議場					
開会	平成29年6月20日 午後2時 宣告					
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理					
	4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一					
	7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司					
	10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正					
欠席議員						
地方自治法第	町長 竹村匡正 副町長 森田政美					
121条の規定	教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘					
により説明の	総務部長 西村俊哉 福祉部長 奥 隆至					
ため出席した	教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也					
者の職氏名	総務課長 石田知孝					
	監査委員 木村 衛					
本会議に職務	議会事務局長 安井洋次					
のため出席し	モニター係 篠原愛子					
た者の職氏名						
本日の会議に	別紙議事日程に同じ					
付した事件						
会議録署名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した					
議員の氏名	1番 松村定則 議員 2番 安井知子 議員					

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成29年6月20日(火)午後2時00分再開

日程	議案番号	件名
第1		委員長報告 承認第3号 ~ 承認第11号 議案第 28 号 ~ 議案第 34 号
		質疑•討論
		採決
第2	(追加日程) 議案第35号	川西文化会館空調改修工事請負契約について

(午後2時00分 再開)

議 長 (森本修司君) これより平成 2 9 年川西町議会第 2 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立 いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程されました、日程第4、承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第19、議案第34号、川西町下水道条例の一部を改正する条例までの承認案9件、議案7件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長の報告を求めます。

議 長(森本修司君) 厚生委員長、今村榮一君。

厚生委員長(今村榮一君) 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表 いたしまして委員長報告をいたします。

去る6月8日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、 過日、6月13日に委員会を開催し、審議いたしました。その結果を御報告申し 上げます。

まず、承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、承認第4号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について、承認第5号、平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分について、承認第6号、平成28年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分については、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、承認第10号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、委員より、今回の条例改正による国保世帯や保険料への影響についての質問があり、当局より、「国民健康保険法行令の一部改正により、国民健康保険税減額措置の対象世帯が拡大されることに伴い、所要の規定を整備するものであり、内容といたしましては、国民健康保険加入者である低所得者の判定基準を見直し、減額措置の対象世帯を拡大するための改正である。平成28年度賦課ベースにより試算したものでご説明しますと、2割軽減世帯では、現行183世帯が改正後では186世帯と軽減世帯では3世帯の増となり、5割軽減世帯では、現行178世帯が改正後では182世帯と軽減世帯では4世帯の増になります。保険料への影響につきましては、2割、5割軽減分を合わせまして、調定額で約23万円の減少が見込まれます。この減少分については、法定軽減であることから、一部町の負担もありますが、国・県からの補助金により補塡されることとなる」との説明がありました。

以上の審議をもちまして、承認第10号、川西町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の専決処分については、承認いたしました。

次に、議案第28号、平成29年度川西町一般会計補正予算について、議案第29号、平成29年度川西町国民健康保険特別会計補正予算ついては、いずれも提案説明どおりであり、承認いたしました。

次に、議案第33号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正す る条例について、委員より、学童保育所の定員枠と長期休暇時の利用料金の設定 を年額2万4,000円とした根拠について質問があり、当局より、「定員の推移 は、平成25年度までは50名、建てかえに伴い、平成26年度より70名に、 平成27年度の子ども・子育て制度改正で対象が小学3年生から6年生に広がっ た対応として、平成28年度より86名に増員しました。その他にも延長保育の 拡充も行っています。今回の長期休暇につきましては、保護者要望に対応する形 で平成28年度夏休みより実施しています。金額設定については、川西町放課後 児童健全育成施設設置条例第6条のとおり運用しますと、出席日数にかかわらず 月額6,000円であるため、長期休暇が存在する4月、7月、8月、12月、1 月、3月の6カ月分の保育料となります。年額で合計3万6,000円となります。 この金額設定については、利用日数や利用時間を考慮すると、通年利用に比べて 高額であると判断し、条例第8条第4項の減免規定に基づき、年額合計2万4,0 00円で運用していました。利用者の増加、平成27年度2名、平成28年度1 1名の利用に伴い、今回条例で明確にするものです。利用者には影響はありませ ん。延長保育や長期休暇枠に対応している学童保育所は少なく、川西町の学童保 育環境は県下でもとても整っています」との回答がありました。

また、委員より、長期休暇利用人数について質問があり、当局より、「保護者から長期休暇時のみ利用できる制度の要望を受け、何とか要望に応える方法はないかを検討し、通年の86名に長期休暇時の人数を足すことは可能か、実績や学童指導員と協議し、長期休暇時の利用人数が授業のあるときより少なくなっている事と学童指導員の意見等を参考に、15名としました」との回答がありました。また、委員より、現在の学童保育所の利用状況について質問があり、当局より、「川西町学童保育所には、通年利用84名、長期休暇のみの利用11名の子どもたちが通っています」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第33号、川西町放課後児童健全育成施設設置 条例の一部を改正する条例については、承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の 規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんこと をお願い申し上げまして、厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたし ます。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森本修司君) 続きまして、総務・建設経済委員長、松本史郎君。

総務・建設経済委員長(松本史郎君) 議長の御指名をいただきましたので、総務・

建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、去る平成29年6月8日の本会議において当委員会に付託されました各議案について、6月14日に開催し、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてからであります。

委員より、「川西幼稚園の特別支援指導員賃金の減額補正は、幼稚園教諭の産休補充に募集をかけたが応募がなかったためと聞いている。この間、支援員がいない状況で対応したのか。産休の補充措置ならば速やかに補充すべきではないのか。また、若い先生方も多いので、急な休みに対応できるように、何らかの手だてはできないのか」との質問があり、当局より、「今回の幼稚園特別支援指導員賃金の減額については、幼稚園教諭の産休に伴い、補充の指導員を充てる予定であったが、何分、幼稚園教諭並びに保育士が不足状況にあり、年度途中での雇用がままならず、その間、副園長ほか職員の応援により対応した。今後は、このようなことのないよう、特別支援指導員の登録制を取り入れるなど、急な補充が必要となった場合にも対応できるよう、手だてを講じてまいりたい」との回答がありました。

委員より、住宅修理費の減額理由について質問があり、当局より、「予算の範囲内で実施しており、執行残により減額している」との回答がありました。

委員より、「仕事をしなければ予算が残る。改良住宅の階段の欠陥やフェンスの取りかえ工事が一部完了していないことを役場に報告し、対処すると聞いていたが、いまだになされていないのはなぜか」との質問があり、当局より、「階段の修理については、現場等を確認し、危険であれば修理を行う。フェンスについては、今年度予算で対応を考えている」との回答がありました。

委員より、「公営住宅の空き家が目立つが、なぜ入居させないのか。空き家のまま放置すれば、修理費がかさむのではないか」との質問があり、当局より、「空き家住宅については、入退居の修繕における戸当たりの費用が高額になるため、公営住宅事業の運営等を考慮して、計画的に実施している」との回答がありました。

委員より、「老人向け住宅についても入居させてもらえないのか」との質問があり、当局より、「計画を立てて対処したい」との回答がありました。

委員より、「企画費の消火栓撤去工事で、今回漏水している消火栓を撤去したとのことであるが、同タイプの消火栓について使用可能か否か把握しているか。また、古いタイプで使用していない消火栓については撤去していく方針か」との質問があり、当局より、「今回の消火栓撤去については、漏水しており、自治会所有のホースの口径が合わず、使用できない消火栓を撤去したものである。自治会管理の消火栓については把握していない。古い消火栓については、過去に消防団が使用していた簡易の消火栓、消防署のインチに合わない消火栓、無用の長物となっている消火栓については、自治会と協議し、撤去していく方針である」と

の回答がありました。

委員より、「決算剰余が生じたときの基金への積み立てについて、経常的な財源として活用しないのか」との質問があり、当局より、「積立金は、認定こども園建設補助金の財源や地域集会所の建設・改修などの財源、そして29年度予算での文館の空調大規模補修の財源など、既に活用しているところである。また、支出ベースで生じた剰余財源の処理としては、改めてその時点で使い道を決めることは困難であるので、基本的に基金へ積み立てて将来に備えるようにしている」との回答がありました。

委員より、「標準財政規模の何%にするというような積み立てを行う額の基準等はあるのか。また、過去の財源剰余分を踏まえて住民に還元するような予算組みを行えないものか」との質問があり、当局より、「まず、積み立てを標準財源規模に対する基準等を設けて行っているようなことはない。決算時の収支状況を見て行っている。予算への反映については、単年度の支出においては剰余金が出ている状況ではあるが、中長期的に見て、人口の減少などによる町税収の減及び国から配分される交付税額が不安定なこともあるので、当初予算における歳入においては、慎重に確実性のある予算組みをせざるを得ない状況にある。しかしながら、過去の様子も見ながら、いわゆる剰余分については可能な範囲で徐々に暮らし向きの予算に振り分けていきたい」との回答がありました。

委員より、「基金の利子運用について、でき得る限り有効に行ってもらいたい。また、認定こども園に係る地域福祉基金の繰り入れ減が発生した事由と認定こども園への前向きな取り組みについて」との質問があり、当局より、「基金の運用益については、金融機関の競合も見据えて最大限の条件を引き出していると考えている。しかしながら、昨今のゼロ金利政策の影響で、預け入れ金利の増率は難しい状況にある。これについては、今後とも努力していくべきことと考えている。一方、借り入れにおいては、変動金利を積極的に導入し、預け入れの収益の増加が困難な分、借り入れ金利を落として公債利子の削減に努めている。また、認定こども園に係る地域福祉基金については、当初予算額と実績額に4,000万円程度の差が発生したので、その分を減額した形になっている」との回答がありました。

委員より、「計画的に橋の長寿命化を進めているが、国費の減により予定していた工事ができないため、事業量を減らして、翌年度に残りの分を処理するといった方法で事業を進めている。事業の完了期限はいつまでとなっているのか。また、期限が設定されているのであれば、このような方法で事業を行うことのリスクは生じないのか」との質問があり、当局より、「現在残っている橋は、馬場尻橋、たつみ橋、川久保橋の3橋であり、3年以内に整備を終えなければならない。国費については年度ごとに流動的であり、その年の国費が削られたときは、次年度の国費がつくことに望みをかけ、事業を先送りしている。しかし、事業完遂に当たって、最終年度に一度に整備するのは困難であるため、単費負担は増えるが、前倒しで整備していかざるを得ないと考えている」との回答がありました。

委員より、「当該年度の耐震診断及び改修の内訳について、及び、いつ発生するかわからない地震の備えとして、町として住民に改修を実施していただくほうがよいと考えているのか」との質問があり、当局より、「内訳については、耐震診断3件、改修0件である。耐震促進計画で耐震化率62.5%であり、耐震化率を向上させるという意味でも改修は実施していただきたいと考えている。改修を実施していただき、安全に生活していただく、人命を守る意味でも、制度を周知する啓発活動が重要と考えている」との回答がありました。

委員より、「耐震改修が必要な家屋は把握しているか。そして、改修が必要な家屋をピンポイントに把握し、改修を促す方法について、町長の所見はどのようなものか」との質問があり、当局より、「耐震計画では、航空写真及び固定資産データから、耐震改修が必要な件数推計1,230件である。しかし、耐震改修が必要な家屋の所有者は把握していない。住宅は個人の所有物で、所有者が意識して取り組んでいただきたい。周知方法としては、広報で対応していきたい」との回答がありました。

委員より、「空家対策支援業務について、自治会要望は、空家協議会委員である自治連合会長に届けるのか。また、空家等対策協議会の協議内容について教えてもらいたい」との質問があり、当局より、「自治会要望については、担当課に相談していただきたい。空家等対策協議会の進捗については、28年度に空家対策計画の策定、空家対策条例を制定した。今年度は、特定空家対策マニュアルを作成する計画である。空き家活用については、空き家バンクに登録していただき、川西町で住む家を探している方と突合するなどの活用方法があるため、空き家コンシェルジュを紹介している」との回答がありました。

続いて委員より、「所有者が家屋を処分したい、土地を手放したいと考えている。その家屋を除却し、駐車場として活用したいと自治会は考えているが、行政としての対応は」との質問があり、当局より、「物件を除却し、駐車場に活用する方法については、補助金も含め調査・検討する必要がある。担当課に相談いただきたい」との回答がありました。

また、委員より、「子育で支援の一環として、小学校入学時の制服の支給を今年からなされたが、県下自治体において同様な手だてについて状況を把握されているのか。また、今後の入学・入園時での子育で支援についてはどのように考えているのか」との質問があり、当局より、「手だてについては、いろいろな手だてが考えられる。給食費の補助などについても、その手だての一つと考えている。給食費の一部助成については、県が行っている学校給食費の公費負担措置についての調査結果により把握しているが、他自治体でのその他の手だてについては、特に情報としては入っていない。今後については、子育で支援のあり方及び保護者のニーズを踏まえ検討していく」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、承認第3号、平成28年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを承認いたしました。

次に、承認第7号、平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正

予算の専決処分についてであります。

委員より、国からの補助金収入を基金に繰り入れず、繰上充用額を減らす処理を行った経緯について質問があり、当局より、「平成28年1月に国庫補助金127万6,000円が入ることが判明したため、3月補正において基金に積み立てて一括で処理することとしていたが、6月の専決処理において、その方法に疑念が生じたことから、今回の方法を採用した」との回答がありました。

委員より、「平成29年度の予算も返戻金が償還金を上回れば基金に積む予算となっているが、これも平成28年度処理と同様に繰上充用金に充てるのか」との質問に対し、当局より、「そのようにする」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、承認第7号、平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてを承認いたしました。

次に、承認第8号、平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正 予算の専決処分についてであります。

委員より、平成28年度における「その他大臣の国庫補助金」の取り扱いについて質問があり、当局より、「平成28年は取り扱いがない」との回答がありました。

委員より、「現在、3種類の貸付金について、10年以上の長期滞納件数及び金額は幾らか」との質問に対し、当局より、「件数は15件、利息を含め、金額は約5,500万円となる」との回答がありました。

委員より、「今の状況からすると、約5,500万円が焦げつきとして動かないと思われるが、この事態の住民への説明時期の判断をどのように考えているのか」との質問に対し、当局より、「現在においても動きがあり、住新組合に案件を預けている段階にあるため、現時点では公表する必要はないと考えている。公表の時期は未定であるが、例えば住新組合から債権が返却されたときなど、状況が変わった段階で検討したい」との回答がありました。

続いて委員より、「15件の焦げつきについて、もう一度詳しく調べ直す必要があるのではないか」との質問に対し、当局より、「現在は住新組合に債権回収業務をお願いしている。書類等も全て預けており、住新組合において弁護士に相談しつつ調査等を行っている。今のところ住新組合にお願いしているが、町も協力すべきところは協力している」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、承認第8号、平成29年度川西町住宅資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分についてを承認いたしました。

次に、議案第28号、平成29年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、商工業振興費の工業ゾーンの創出に係る測量費の今年度の業務について質問があり、当局より、「今年度は、土地所有者の意向調査の結果、事業協力はするが、条件として補償費次第との回答もあることから、補償費を算定し交渉する必要がある。また、調整池整備に伴う境界確定、用地測量及び全体の地形測量を実施し、概算費用を算出する」との回答がありました。

続いて委員より、行政が買収した場合の土地の売れ残りについて質問があり、 当局より、「事業手法として、行政が行う場合、開発業者が行う場合、進出企業 が行う場合がある。事業手法については今後検討する。売れ残りについては最も 危惧しているところで、事業の成功は、いかに企業を当て込んでいくかであると 考えている。どのあたりまで町としてリスクを許容できるのか、議員の皆様にお かれても、どこまでなら許容できるのか、一緒に相談しながら進めてまいりたい と考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第28号、平成29年度川西町一般会計補正予算についてを承認いたしました。

次に、議案第30号、平成29年度川西町水道事業会計補正予算及び議案第3 1号、平成29年度川西町下水道事業会計補正予算については、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

そして、議案第32号、川西町行政不服審査会条例の制定について及び議案第34号、川西町下水道条例の一部を改正する条例については、当初の提案説明のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の 規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんこ とを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 (森本修司君) 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長 報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

2番 安井知子君。

2 番議員 (安井知子君) 承認第 3 号、平成 2 8 年度川西町一般会計補正予算の専決 処分について、公営住宅修理費、改良住宅修理費各 2 0 0 万円、計 4 0 0 万円の マイナス補正に関し、反対討論をします。

公営・改良住宅の適正な維持管理をしていく上で、必要かつ重要な予算です。 また、入居者の入居水準や住環境を考える観点からも大切であると考えます。入 居者から、または地元からの修理要望に適切に対応してほしいと思うからです。

以上により、承認第3号は認められません。

他、平成28年度補正予算専決処分4件、平成29年度特別会計補正予算の専 決処分1件、条例の一部を改正する条例の専決処分3件、平成29年度補正予算 4件、条例の制定1件、条例の一部を改正する条例2件については、異議なしに つき賛成いたします。 議 長(森本修司君) ほかに討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員(芝 和也君) 11番 芝和也です。それでは、今し方、厚生並びに総務・ 建設経済の両常任委員長より報告のありました、今議会に上程されております承 認案 9 本、議案 7 本の全16 本の上程案に対する討論を行います。

態度表明でありますが、このうち承認第8号の平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分のみ反対、あとの15本につきましては、いずれも賛成するものであります。

まず、承認第3号から7号までの28年度の一般会計初め特別会計の国保、後期高齢者医療、介護保険、住新の予算関係5本についてでありますが、基本的には、年度末を経まして各事業の精算などを通じた会計処理を施したものでありまして、例年同様の処理が実施されているものであります。審議を通じても一定の議論を重ねましたが、予算の使い道として、最終的に執行残が生じたものについては、各該当する基金へ積み上げる処理が行われております。これを十把一絡げにあかんとは申しませんし、目的があって積み立てているものを取り崩して、その目的の財源に充当し、執行残が生じたものをもとに戻すことも含め処理されていますので、それはそれで当然あってしかるべきと心得ます。

ただ、長い目で流れとしてその推移を見てまいりますと、この処理の繰り返しで基金残高が今日の到達まで膨らんできているのもまた事実であります。ということは、精算後の剰余金が生じる分の財務体力が同時に備わっている証になります。ならば、経常的な歳出に充当する能力も備わっているということになりますので、そこは物の見方にもよりますが、昨今の住民生活を取り巻く経済事情からしますと、有効に活用することで、応援できる手だては多方面で考えられます。

議論を通じまして、町長もこうした観点で、余力があるならば、それはそれで 充当する旨、意向はお示しでありましたので、そこは今後の予算措置に大いに生 かされんことを求めるものであります。

ただ、報道によりますと、国の動向が気になるところでありまして、この基金に目をつけまして、ちょっとでも交付税の支出を抑えようと、それを使わせるとか、ようけためてるところには交付税措置を渋るとか、自治権の侵害を平気で画策しているような、何やらよからぬ動きが見え隠れしてきているのも事実であります。百も承知のことでありましょうが、この辺には十分に御留意なされんことを申し添えまして、予算関係の5本につきましては賛成するものであります。

次に、承認第8号の29年度の住新特会についてであります。

冒頭申しましたように、態度表明は反対でありますが、本会計は、従来から議論を重ねておりますように、変則的な会計処理を行っている旨、町長もおっしゃっているとおり、当該年度の不足分を翌年度から穴埋めをして運営してきていることから、今般も当初予算に前年度の収入不足の補塡のために1,200万円の新たな支出を組む必要が生じ、1,900万円で収支の均衡を図るべく補正されているものであります。

本会計の問題点は、財政処理の問題ではありませんでして、既に長期にわたって回収不能に陥っている貸し付けが生じていることから、本来入るべきところが滞っているために収入不足が生じ、その補塡に翌年度から繰上充用をせざるを得なくなったという、この事の次第が問題であります。貸し付けのために町が銀行借り入れをして、その返済は町が責任を持って執行しているのは当たり前ですが、その原資は税金であります。公金の扱いは、公平公正、適法に処理されて当たり前であります。この原則からしますと、既に逸脱しているのがこの問題でありまして、ここは住民の納得と合意の上で事の処理に当たってしかるべきであります。

町長とは、この説明に関する議論は今までのところ平行線ではありますが、現在、長期にわたって滞っている15件、5,500万円に関しては事実上の焦げつきでありますし、この処理は町費であれ国費であれ税金が充てられることには変わりはありませんので、事の次第を説明し、納得と合意を得ることなしに続けることは、財政運営上、普通はあり得ないと考えます。

この点での改善が見られない以上、本議案につきましては反対するものであります。

次に、承認第9号から11号の条例関係の3本でありますが、いずれも関連する法律改正に伴い、条例を合わせにいくものでありまして、特に意見を挟む問題はありません。

次に、議案第28号から31号までの29年度の一般会計、国保、水道、下水道の各補正予算についてでありますが、いずれも事業執行に伴い生じた額の必要な増減補正であります。

一般会計では、今般の補正によりまして、唐院工業団地の拡充に向けた取り組みが本格化してまいります。補償費の算出など、用地取得を初めとする事業の進捗に欠かせない具体的な取り組みが始まることになります。この事業で儲けを出す必要はありませんが、議論の中でも各委員より指摘がありましたように、取得した土地が塩漬けになるようなことは認められるものではありません。その点では、用意周到に買い手が確保できて造成事業に入れるような手はずで計画がなされているようでありますし、協力を申し出ておられる地権者の皆さんにあってもれるまでは耕作可能な状態で土地が存立することも可能な状態でもあるようですし、十分に計画・画策されているようでもありますので、事が成就し、将来に生かされる事業となるよう、負の要因を取り除くべく、みんなの知恵を結集して進めていこうではありませんか。

国保においてでありますが、県一本化に向けた実務が現在進められております。納付金を納めるべく、その方法は賦課徴収額が大幅な増となって、加入者にそのしわ寄せが起こることが懸念されますので、ここは一大工夫が必要と存じます。 生じた折にはそれ相応の決断をなされんことを求めておくものであります。

また、水道においても、広域化との関連での事業の交付額が決定したことによるもので、下水においても、企業会計の初年度に消費税が不要とのことから生じた必要な会計処理でありますし、以下の条例設置案1本、改正案2本であります

が、いずれも法改正を初め、現在執行中の取り組みの明文化等でありまして、有効に働くものと判断するものでありますので、これらいずれの議案につきましても全て賛成するものであります。

予算の執行に当たられましては、常に住民生活を応援し、住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ川西町として、その権能を遺憾なく発揮されんことを求めまして、今般上程の承認案9本、議案7本に対する討論を終わります。

議 長(森本修司君) ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4 番議員 (伊藤彰夫君) 承認第3号から承認第11号までの9件の専決処分、議案 第28号から議案第34号までの7件について討論を行います。

態度表明といたしましては、承認案 9 件、議案 7 件、全て賛成の立場からのものです。

承認第3号の平成28年度一般会計補正予算の専決処分について。

歳出については、年度末の精算を適正に処理されたものであり、減額した予算については、歳入において基金繰入金の減額、町債の減額などによって適正に処理されており、その余剰金は積立金として充てるものであり、安定した財政運営の面からも、この補正予算は承認できるものと認められます。

承認第4号から第7号までの国保、後期高齢者、介護保険、住宅新築資金の平成28年度の各特別会計につきましては、委員会において慎重に審議されたものであり、それぞれ保険給付などの実績見合いによる減額、または広域連合への給付金及び繰入金等繰り上げ充用との相殺などについて専決処分を行ったものであり、極めて妥当な年度末の精算によるもので、全て適正に予算処理が行われています。

承認第8号の平成29年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、従前から町当局から説明されているように、住宅新築資金の滞納3件については、住新回収管理組合に御尽力いただいている間は回収が不能かどうかは未定であり、住民に対しても未確定な内容はまだ公表すべきではないと思います。また、総務委員会での意見がありましたように、債権者のさらなる調査をすることも必要だと思われ、債務放棄などの最終的な判断を下すのも、今はその時期ではないと考えます。住新回収組合とは密に連携をとられており、現段階で取り得る会計的手段としては、出納閉鎖期間中の繰り上げ充用が最も適切な処理であると判断いたします。

したがって、この専決処分に問題はなく、承認すべきと考えます。

次の承認第9号から承認第10号、承認第11号の条例改正につきましては、 関係法令及び政令の改正によるものであり、当然の措置であります。施行時期から考えても、専決処分が妥当と考えます。

議案第28号、平成29年度一般会計補正予算については、工業ゾーン創出に係る地形測量や土地鑑定などはいずれも現状に見合った必要経費であり、疑問の余地はなく、賛成いたします。

議案第29号、平成29年度国保特別会計についても、国保の制度改正に係るシステム改修経費であり、必要性を認めます。

議案第30号及び第31号について、水道広域化に伴う耐震補助金の追加、また、下水道の公営事業化初年度に伴う消費税の減額などであり、妥当な処理と考えます。

議案第32号の行政不服審査会条例は、法改正により審査会の設置が義務づけられたことによるもの、議案第33号、放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正は、長期休暇期間のみの保育料を明確にしたもの、議案第34号、下水道条例の一部改正は、地方公営企業法適用によるものであり、以上の3件とも必要な措置と認めます。

よって、議案7件については、全て賛成いたします。

以上、承認案9件、議案7件についての賛成討論を終わります。

議 長(森本修司君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより 採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第3号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり承認することに 決しました。

お諮りいたします。

承認第4号から承認第7号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決といたします。

承認第4号から承認第7号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙 手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認することに 決しました。

お諮りいたします。

承認第8号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり承認することに 決しました。

お諮りいたします。

承認第9号から承認第11号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決といたします。

承認第9号から承認第11号について、原案どおり承認することに賛成の方の 挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認することに 決しました。

お諮りいたします。

議案第28号から議案第34号までを一括採決したいと思いますが、御異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、一括採決といたします。

議案第28号から議案第34号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第35号、川西文化会館空調改修工事請負契約についてを追加議案といた したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、日程第2に追加し、追加議案といたします。

日程第2、議案第35号、川西文化会館空調改修工事請負契約についてを議題 といたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町 長 (竹村匡正君) それでは、今議会に追加して審議をお願いいたします議案 の提案要旨について御説明いたします。

議案第35号、川西文化会館空調改修工事請負契約についてでございます。

これは、川西文化会館空調改修工事を行うに当たり、その予定価格が条例で定める額である5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、本町に指名願の出ている6者に通知を行いましたが、1 者から入札辞退の申し出がありました。最終的に、6月7日、5者により競争入 札を実施し、最低の価格で入札されました三機工業株式会社関西支社が落札者に 決定いたしましたので、請負契約の締結について御承認をお願いするものであり ます。

契約金額は4億1,379万4,440円でございます。

どうかよろしく御議決くださいますようお願い申し上げます。

議 長 (森本修司君) 町長の説明が終わりましたので、ただいまより審議に入ります。

議案第35号について質疑ございませんか。

芝議員。

11番議員(芝 和也君) それでは、入札の方法について若干お伺いいたします。

ただいまの町長の提案説明にもありましたように、入札の経緯は、空調工事を 主たる業としている、本町に指名願を提出している業者全部の6者を指名し、そ のうち1者が辞退し、残る5業者が応札、そのうち3者が公表している最低制限 価格で入れてきたことにより、抽選で三機工業が落札と、こういうことであるよ うであります。

これまでも、予定価格また最低制限価格といった価格の公表の実施に踏み切ってきたわけでありまして、価格設定の事前公表の方式、これは非常に有効に働くものと私は考えております。価格を言うてなかった時代は、やっぱりとりたいですので、予定しき札価格は何ぼやねんということで、担当のところに執拗に情報の入手に来るなど、そういったことが往々にして起こっておりますし、そういう点では、こういった事前にきちんと公表していくということは、いきにいく方法だというふうに思っているんですけれども、これについて町長の御所見をお伺いしておきたいと思います。

その上で、現行の指名競争入札に応じてくる業者なんですけれども、こういった規模の工事というのはそう頻繁に出るものではありませんが、いつ出るかわからない工事の状態に向けて、指名願の2年ごとの更新もきちんと手続をしながら履行してきているわけであります。実際工事が出たときには、それぞれの指名願を出している業者さんに案内を出しますけれども、その業者さんは方々に指名願を出していますので、既にそこで受けていた場合は、うちから指名を出しても応じてこないというふうな事例もこれまでのところ起こっているということでもあります。

そういう点でいくならば、事実上、今般もそうですけれども、指名願を出している全業者を指名していることになりますし、その業者さんは、県内に営業所があったり近畿圏内に営業所があったりする業者さんになりますので、そういう一定の条件をつけた上で一般競争入札として実施をしても、そこは事実上変わることはないもの、若干事務の手続等に時間を要することとか、その辺の煩雑さは出てきますけれども、基本的な流れは変わらないものというふうに思いますし、一般競争入札で募集して応じてきた業者の実績なんかを調べるのは、もう今では普通にできることでありますので、そういう点では難しさも以前に比べれば大分減ってきているというふうに思います。

事実上、指名願を出している業者を指名するにせよ、一般競争入札で募集するにせよ、その辺はそう変わりはないものというふうに判断しますので、そこら辺は、そういう形で、今後こういった議会議決案件に相当するような額の工事のときは、条件をつけた一般競争入札という形に切りかえていっても問題はないので

はと思いますが、その辺の意向について。

事前公表している今回の状況は町長としてどう感じているかということと、一般競争入札へ切りかえていく意向についてお尋ねをいたします。

議 長(森本修司君) 教育次長。

教育次長(栗原 進君) 私のほうから、今回の指名競争入札に当たっての経緯を先に 説明させていただきます。

議員おっしゃるように、一般競争入札は、正しく運用すれば予算の無駄がなく、極めて公平かつ透明な制度となることは私も理解しております。しかし、手続が 煩雑で、公告から入札まで 2 カ月ほど要するということであります。また、技術提案を検討する場合には、さらに日数を要するということになります。

今回の工事については、文化会館の空調を使用している時期を避け実施する必要、及び契約には議会の議決が必要となっており、年度当初より短期間で入札を終える必要があるため、県内及び近畿圏での実績のある者を指名した入札を行ったものであります。このことにより、今回の議会に上程し、御承認を得られれば、速やかに工事に着手し、文化会館の空調使用に支障が出ないように努めてまいります。

公表についてでございますが、最低制限価格と予定価格を公表しております。 県の最低制限価格の算定基準に基づいて算出しており、公表の基準につきまして は、川西町建設工事等における予定価格等の事前公表施行要領に基づいて公表を 行っております。

以上が私からの説明でございます。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、予定価格、最低制限価格の公表についての所見でございますが、先ほど議員もお述べであったように、かつては価格の公表をしなかったことにより、例えば業者さんからの執拗な交渉によって情報漏洩の懸念もあったというような時代もございました。そういったところから、価格の公表をすることによって職員が安心して仕事ができるというような状況になったと思っておりますし、また、最低制限価格を設けることは工事施工の品質を確保するということで、最低制限価格を設けないと、いわゆるダンピング競争みたいな形で、実際の工事の品質が保てないということも起こる可能性もございますので、特に大きな工事や技術を要する工事については、最低制限価格を設けていく必要があるのかなと考えております。

また、現在、一般競争入札ではなくて指名願の出ている業者に対する入札の所見に関しましては、先ほど教育次長が申したことと同じ見解でございます。

以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 価格の事前公表というのは有効に働くものというふうなこと でありますし、そうやと思います。入札の方法というか、一般競争入札について は、次長のお答えでは、今般は空調工事をしていかんなんさかいに、その工期や 時間や、そういうことをずっと考えると、一般競争入札ではスケジュールが終わらへん、そういうこともあって指名競争でやったということで、結局何が問題かというと、事務の煩雑と応募してきてから請負契約を結ぶまでの時間の問題、こういうことになってきているかなというふうには思います。

公共工事の入札でありますけれども、いずれにしても議会議決案件というのは額の大きなものが出てくることになりますし、額の大小に関係なく、それに使われる原資は税金ということになりますので、その支出については慎重であってしかるべきでありますし、そこに変な忖度が――今はやりの忖度が働くようなことがあっては、公平性を欠くということにもなりかねませんので、それらをどう防いでいくかというのが発注する側の問題になってきていると思いますし、公共工事は施主が住民でありますから、そこが普通の民間の工事の発注者と立場と考え方の異なる点になってくるかなというふうに思います。

その点で、先ほど町長もおっしゃっていましたように、価格を事前公表することによって、業者と職員との癒着、官と業の癒着というものは全然防がれてくることになりますし、また同時に、町長おっしゃったように、ダンピング競争がありませんから、品質の保持にもつながってくると。できるだけ値切って、安く有効にという見方に関しては、また違う角度があるかもしれませんけれども、いずれにしましてもリスクは全然ない、そういうやり方になってくるというふうに思います。

ですから、そういう点で言えば、公金を適法・適正に支出して、きちんとした ものを建ててもらう、購入する、工事をする、こういうことにつながる取り組み なので、その辺については大体意見は一致しているかなというふうに思います。

あと、時間的な経緯の問題、事務の煩雑という問題でありますけれども、やっぱりよりオープンにして入札をやっていくということが求められている問題の根本にありますので、そういう点で言えば、入札の透明性の確保という観点から見れば、やるかやらんかは別ですけれども、指名競争入札と一般競争入札を比べれば、どちらが透明性が確保できるかということについては答えは出ていると思うんですけれども、この透明性の確保、公金の支出にかかわる公平性、適法性、公正性、こういう観点から見て、一般論になるかもわかりませんが、町長御自身の一般競争入札に対する御所見をお聞かせいただきたいと思います。

長(森本修司君) 町長。

議

町

長(竹村匡正君) 芝議員のおっしゃっているとおり、一般競争入札にすることによって入札の過程の透明性の確保が図れることもあるかと思いますが、一方で、 先ほどからも申し上げていますとおり、今回の例でもそうですが、事務の煩雑さや落札までの時間の長さというのもございます。

また、指名願を出しているということは、本町に対しても興味を持って事業を 考えていらっしゃる業者さんだという認識もございますので、現在のところは指 名願を受けている業者さんでの応募というのを考えていきたいと思っております。 以上です。 議 長(森本修司君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員 (芝 和也君) それでは、追加議案の川西文化会館空調改修工事請負契約 についてに対する討論を行います。

態度表明は、賛成の立場からのものであります。

今般の契約についてでありますが、最低制限価格公表のもと、6者指名、その うちの1者が辞退、結果、5者が入札し、3者が最低制限価格で並んだことから、 抽選により三機工業が落札業者となり、今般契約を結ぼうというものであります。

契約金額は4億円を超す規模の工事高でありますし、もとより公共事業は、その原資が税金の支出になりますので、業者の選定から価格に至るまで適法・適正に執行されていることが求められていることは言うまでもありません。

これまで、こうした入札議案に関しての本町議会での議論も専らこの観点で積み上げられてまいりまして、今日の取り組みとなってきていることは、町長も御承知のとおりであります。

今般の業者指名に関しましては、発注工事を請け負える能力を有する本町に指名願を提出している全業者が対象であり、そこには業者指名に関しては恣意が入る余地がありません。また、価格についても、最低制限価格を事前公表することで、応札額に関して業者との間で癒着の生じる余地もありません。予定価格並びに最低制限価格を公表することで、その余地はありません。

効率よく有効な支出か否かという点が残る問題となりますが、その前段の2つが公共事業に関しては長らく払拭するべき課題として提起されてきたことからも、 今般の入札に関しては問題はクリアされているものと判断するところであります。

若干の議論は交わしましたが、今後ともこの方向を拡充し、現在でも事実上指名業者の必要性はほとんど生じていませんので、条件つきの一般競争入札へと移行することを申し添えるものであります。

今般の契約締結により工事が順調に運び、今後の文化会館での各種事業の取り 組みを初め、文化事業が有効に生かされることを念願いたしまして、今般の契約 案については賛成するものであります。

議 長(森本修司君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより 採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第35号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手する者あり) 議 長 (森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに 決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いた しました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員 会を開催できることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました 諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をい ただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましても、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、 予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行 を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分 に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でござ います。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長 (竹村匡正君) 平成 2 9 年川西町議会第 2 回定例会の閉会に当たり、一言 御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、 今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれま しては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉 会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長 (森本修司君) これをもちまして、平成 2 9 年川西町議会第 2 回定例会を 閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時11分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年6月20日

川西町議会 議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件	名	議決月日	審議結果
承認第3号	平成28年度川西町一般会計補正予	算の専決処分につい	6月20日	原案承認
承認第4号	平成28年度川西町国民健康保険特 決処分について	別会計補正予算の専	6月20日	原案承認
承認第5号	平成28年度川西町後期高齢者医療 専決処分について	特別会計補正予算の	6月20日	原案承認
承認第6号	平成28年度川西町介護保険事業勘の専決処分について	定特別会計補正予算	6月20日	原案承認
承認第7号	平成28年度川西町住宅新築資金等 正予算の専決処分について	貸付事業特別会計補	6月20日	原案承認
承認第8号	平成29年度川西町住宅新築資金等 正予算の専決処分について	貸付事業特別会計補	6月20日	原案承認
承認第9号	川西町税条例の一部を改正する条 て	例の専決処分につい	6月20日	原案承認
承認第10号	川西町国民健康保険税条例の一部 決処分について	を改正する条例の専	6月20日	原案承認
承認第11号	川西町消防団員等公務災害補償条 条例の専決処分について	例の一部を改正する	6月20日	原案承認
議案第28号	平成29年度川西町一般会計補正予	算について	6月20日	原案可決
議案第29号	平成29年度川西町国民健康保険特いて	別会計補正予算につ	6月20日	原案可決
議案第30号	平成29年度川西町水道事業会計補	正予算について	6月20日	原案可決
議案第31号	平成29年度川西町下水道事業会計	補正予算について	6月20日	原案可決
議案第32号	川西町行政不服審査会条例の制定	について	6月20日	原案可決
議案第33号	川西町放課後児童健全育成施設設 する条例について	置条例の一部を改正	6月20日	原案可決
議案第34号	川西町下水道条例の一部を改正す	る条例について	6月20日	原案可決
議案第35号	川西文化会館空調改修工事請負契	約について	6月20日	原案可決